

長岡市こども計画

～第3期長岡市子育て・育ち“あい”プラン～

(仮称)

令和●年●月

長岡市

目 次

第1部 総論.....	1
I. 計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の背景・趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定体制.....	5
5. こども・若者・子育て当事者の意見聴取.....	5
II. 長岡市のこども・若者を取り巻く現状.....	11
1. こども・若者に関する国の動向.....	11
2. 人口動態.....	16
3. こどもの状況.....	19
4. 若者の状況.....	23
5. 家庭・保護者の状況.....	28
6. 第2期あいプランでの取組と課題.....	36
7. こども大綱に示された視点に対する今後の方向性.....	40
III. 計画の考え方.....	42
1. 基本理念と基本的視点.....	42
2. 施策体系.....	44
3. 計画の推進.....	45
第2部 施策の展開.....	49
I. ライフステージを通じた施策.....	50
施策 1-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等.....	50
施策 1-2 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり.....	51
施策 1-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	52
施策 1-4 こどもの貧困対策.....	53
施策 1-5 障害児支援・医療的ケア児等への支援.....	54
施策 1-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援.....	55
施策 1-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組.....	55
II. ライフステージ別の施策①（誕生前～幼児期）.....	57
施策 2-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保.....	57
施策 2-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実.....	58
III. ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）.....	59
施策 3-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生.....	59
施策 3-2 居場所づくり.....	59
施策 3-3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実.....	59
施策 3-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	60

施策 3-5	いじめ防止	60
施策 3-6	不登校の子どもへの支援	60
施策 3-7	校則の見直し	60
施策 3-8	体罰や不適切な指導の防止	60
施策 3-9	高校中退の予防、高校中退後の支援	60
IV.	ライフステージ別の施策③（青年期）	61
施策 4-1	高等教育の修学支援、高等教育の充実	61
施策 4-2	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	61
施策 4-3	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	61
施策 4-4	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	61
V.	子育て当事者への支援施策	62
施策 5-1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	62
施策 5-2	地域子育て支援、家庭教育支援	62
施策 5-3	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	63
施策 5-4	ひとり親家庭への支援	63
第3部	子ども子育て支援事業計画	64
I.	教育・保育提供区域の設定	65
1.	教育・保育提供区域とは	65
1.	長岡市の教育・保育提供区域	65
2.	児童数の推計	67
II.	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	68
1.	保育（認定子ども園・保育所）〔3号認定、2号認定〕	68
2.	教育（幼稚園・認定子ども園）〔1号認定〕	73
III.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
1.	利用者支援事業	74
2.	延長保育事業（時間外保育事業）	76
3.	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	77
4.	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	78
5.	養育支援訪問事業（育児支援事業）	79
6.	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育ての駅）	79
7.	一時預かり事業	79
8.	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	80
9.	妊婦健康診査	80
10.	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	80
11.	子育て世帯訪問支援事業	81
12.	児童育成支援拠点事業	81
13.	親子関係形成支援事業	81
14.	妊産婦包括相談支援事業	82

15. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	82
16. 産後ケア事業	82
IV.放課後児童対策パッケージ	83

第1部 総論

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

平成元（1989）年、国連総会で児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」という。）が採択され、18歳未満の児童（こども）は権利の主体であり、保護の対象であることが示されました。

こどもの権利条約では次の4つの原則が示されました。

「生命、生存及び発達に対する権利」

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

「こどもの最善の利益」

こどもに関することが決められ、行われる時には、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

「こどもの意見の尊重」

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

「差別の禁止」

すべてのこどもは、子ども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

日本は、平成6（1994）年に批准し、こどもの権利の保障と促進に努めてきたところですが、いじめや虐待、不登校、貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は深刻であり、また、子育て当事者の負担感や孤立感による子育てに対する不安等も増大しています。

また、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからない状況であることから、こどもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっています。

こうした中、国においては、令和5（2023）年4月にこども家庭庁が発足、「こども基本法」が施行され、12月には、こども施策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現を目指すための基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画を策定するように努めることとされており、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困と格差の解消を図り、こども・若者が幸せな状態で成長できる環境づくりを推進

めていくことが求められています。

長岡市（以下、「本市」という。）では、すべてのこどもたちの健やかな成長を支援するため、令和2年（2020年）3月に「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第2期あいプラン」という。）を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んできました。

この第2期あいプランが令和6（2024）年度末で終了することから、これまでの子育て支援のさらなる充実を目指すとともに、「こどもまんなか社会」を実現するため、「第3期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」（以下、「第3期あいプラン」という。）を包含する「長岡市こども計画」を策定します。

こども・若者の定義

「こども」は、「心身の発達の過程にある者をいう。」とこども基本法で示されており、本計画でも同様とします。

これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しているものです。

また、「若者」は、こども大綱において、法令上の定義はありませんが、「中学生年代から青年期（おおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）」と示されています。

なお、ポスト青年期については、こども大綱の策定によって、廃止された「子供・若者育成支援推進大綱」（廃止）において、40歳未満の者と示されていました。

本計画における若者は、おおむね30歳未満の者としませんが、施策によっては40歳未満の者も対象とするものとします。

2. 計画の位置づけ

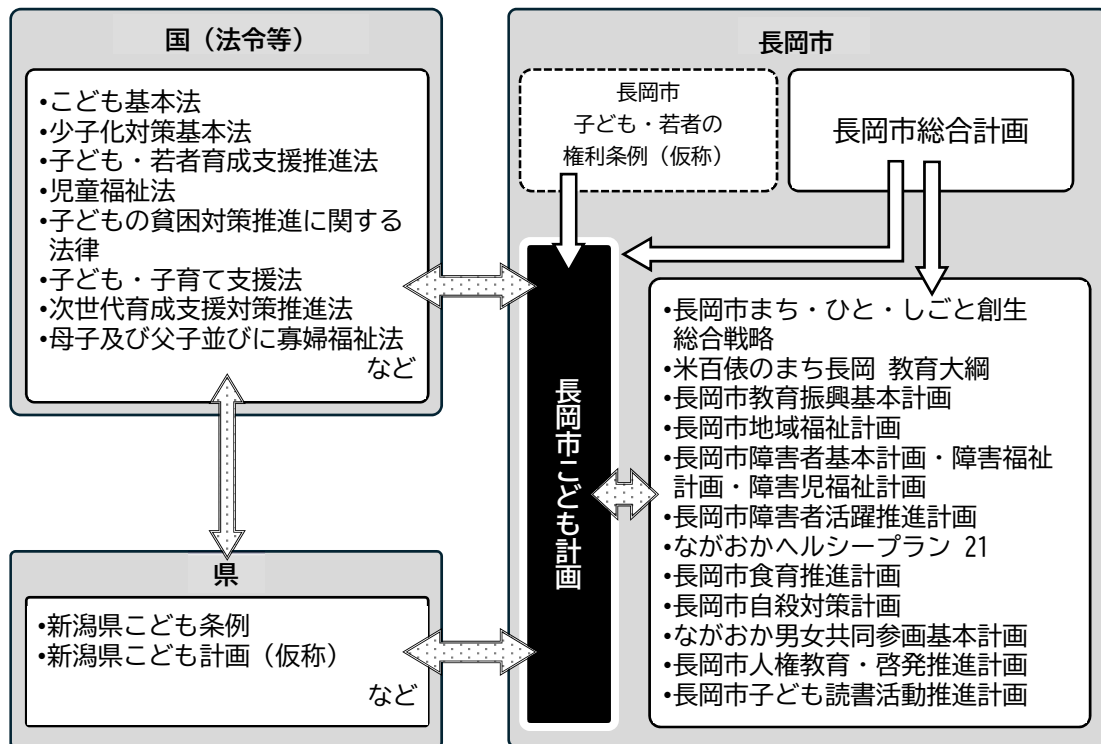
この計画は、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の計画と一体のものとして策定します。

- (1) 「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
- (2) 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」（母子保健計画を兼ねる）
- (4) 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策計画」

また、この計画は、市の最上位計画である「長岡市総合計画」と整合を図るとともに、関連する本市の分野別計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て、若者支援の関連施策を推進していきます。

なお、この計画は、国・県の関連計画とも整合性を持ったものとしします。

図表 1 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、柔軟に対応し、計画の実効性を高めるため、必要に応じて見直します。

4. 計画の策定体制

長岡市子ども・子育て会議条例第1条に基づき設置した子ども・子育て会議において、計画内容や本市の子ども・子育て支援施策に関する事項などについて審議を行いました。

5. こども・若者・子育て当事者の意見聴取

こども基本法では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。（第11条）

また、国が策定した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」では、こども・若者の意見を聴き、反映する場面が次のように記載されています。

こども・若者の意見を聴き、反映する場面（例）

- ・現状の施策について、希望や課題・ニーズを聞く。
- ・どのように課題を解決するかアイデアを募る。
- ・こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする。
- ・施策や事業を評価してより良くする。

本計画の策定にあっては、幅広い分野にわたるこども施策をニーズにあわせて展開していくために、さまざまな方法により意見を聴取しました。

（1）調査・アンケートの実施

本計画の策定にあたり、こども・若者・子育て世帯の意向を確認するため、アンケート調査やヒアリングなどを実施しました。実施概要を以下にまとめます。

1) 長岡市子育て・育ちあいプラン策定に関するニーズ調査

(ア) 就学前児童、小学生のいる家庭の保護者に対する調査

本調査は、地域の子育て家庭の生活実態や意識、サービスの利用実態及び今後の利用意向等を把握し、実態に即した目標事業量の設定等を効果的かつ円滑に行うことを目的として実施しました。

図表 2 調査対象及び調査方法

調査対象者	就学前児童、小学生のいる家庭の保護者
調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月23日 (2月14日までに市役所に到着した回答票を集計対象としました)
調査方法	配付方法は、郵送配付、園・学校経由での配付 回収方法は、郵送、園・学校経由での回答及びWEB回答方式

図表 3 配付数、回収数

対象	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,499 票	1,147 票	1,147 票	76.5%
小学生	1,438 票	1,228 票	1,223 票	85.0%

(イ) 市内の中学校、高等学校に通学する中高生に対する調査

本調査は、普段の生活実態や将来に対する考えなどを把握するために実施しました。

図表 4 調査対象及び調査方法

調査対象者	市内の中学校、高等学校に通学する中高生
調査期間	令和6年1月13日～令和6年1月31日 (2月14日までに市役所に到着した回答票を集計対象としました)
調査方法	配付方法は、学校経由での配付、 回収方法は、学校経由での回答、郵送及びWEB回答方式

図表 5 配付数、回収数

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
605 票	446 票	445 票	73.6%

2) 長岡市子育て世帯の生活に関する調査

本調査は、主に、こどもの貧困、ヤングケアラー支援策を検討するため、市内のこどものいる世帯の生活実態を把握することを目的として実施しました。

図表 6 調査対象及び調査方法

調査対象	18歳未満の子どもがいる世帯
調査期間	令和6年1月9日～令和6年1月23日 (2月14日までに市役所に到着した回答票を集計対象としました)
調査方法	配付方法は、郵送配付 回収方法は、郵送方式及びWEB回答方式

図表 7 配付数、回収数

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
4,000票	2,964票	2,964票	74.1%

3) 長岡市若者意識調査

本調査は、市内の若者の生活スタイルや意識を把握することで、若者支援施策を検討するうえでの参考資料とすることを目的として実施しました。

図表 8 調査対象及び調査方法

調査対象	19歳から39歳の住民
調査期間	令和6年7月1日～令和6年7月16日
調査方法	配付方法は、郵送で回答依頼状を配付 回答方法は、WEB回答方式

図表 9 配付数、回収数

配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
7,942票	2,129票	2,029票	25.5%

4) こどもの権利等に関するアンケート

小中学生を対象に実施

実施後に掲載

(2) ワークショップの開催

1) 児童クラブでのワークショップ

「こどもの居場所づくりに関する指針（こども家庭庁）」における「こどもの居場所づくり推進の4つの視点」の一つである『みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～』を踏まえ、下記のテーマで意見聴取を実施しました。

テーマ

- ・児童クラブの楽しいところは？
- ・児童クラブでやってみたいことは？
- ・家、学校、児童クラブの他に楽しい場所は？
- ・みんながすんでいる長岡市に「あったらいいな」と思う場所は？

(ア) 意見聴取の様子

ファシリテーターの優しい声かけもあり、こどもたちはたくさんの意見を伝えてくれました。



(イ) 意見聴取を踏まえての対応

こどもたちの意見を整理したうえで、それぞれの意見への対応について、施設長・児童厚生員・子ども・子育て課職員で話し合い、方向性を決定しました。

例えば、紙ひこうき大会などの実現できそうなイベントは、今後できるように企画することにしました。一方で、ゲームやタブレットを児童クラブに持ってきたいという意見は、壊れたり、なくなったりするので、実現できなかったものもあります。

(ウ) フィードバック

あげられた意見は下図のように整理し、こどもたちへフィードバックしました。

みんなにきいたこと・かいてもらったこと

じぶんたちのいばしょをよきよくしよう!

じどうクラフでたのしいところ

- サッカー、バスケット、たつきゅう、パドミントン
- なわとび、いちりんしゃ、たけうま
- ほん・マンガをよむ
- めりえ、おえかき、パズル、こうさく、ピアノ
- ボードゲーム、トランプ、UNO、オセロ、しょうぎ
- レゴ、にんぎょうとおままごと、あやとり、ビンゴ、ドミノ
- コースターづくり、クリスマスかい
- しゅくだい
- ともだちとおべんとうをたべれる
- こうせいさんとははせる

たのしいいばしょ

- アオーレ、ミライエ、ときメッセ、としよかん、こうえん
- たいいくかん、プール、テニスじょう、サッカーじょう
- ショッピングモール、スーパー、ゲームセンター
- パッケージセンター、ボーリングじょう
- ねこカフェ、ハンバーガーショップ
- えきででんしゃをみる、しんかんせん
- おばあちゃんのをいえ、おうちやこうえん
- フロックスフェスティバルのキッズ

8がつ16にち しろうまる じどうクラフ

みんなにきいたこと・かいてもらったこと

じぶんたちのいばしょをよきよくしよう!

じどうクラフでやってみたいこと

- おにごっこ、かくれんぼ、とびぼこ、100mそう、リレー
- ドッジボール、アスレチック、ボーリング、スケボー、やきゅう、ダーツ
- ホールを1〜3ねんせいであかいたい
- スポーツをおしえてほしい
- こくばんにおえかき、めりえ100まい、おりがみ、マンガをかく
- かみひこうきたいかい、カラオケたいかい、なつまつり
- こうさく(プラバン、スタンプはんこ、にんぎょう、おしろづくり)
- ごはんづくり、りかのじっけん、スーパーけんがく、テレビゲーム
- いまのじどうクラフがたのしい

あつたらしいな

- きれいなじしゅうスペース
- レゴのまち、ゆうえんち
- じゆうにえがかけるところ
- おかしのせかい、プリンセスのせかい
- しずかにたのしめるところ
- アミューズメントしせつ
- おとながないくうかん
- おおきなだしがしん
- まわりがきれいなところ

みんなにきいたこと・かいてもらったこと

みんなにきいたこと・かいてもらったこと

おもいをかなえられなかったもの

- ① ボーリング
- ② ホールを1〜3ねんせいであかいたい、リレー
- ③ スポーツをおしえてほしい
- ④ こくばんにおえかき、じゆうにえがかけるところ
- ⑤ めりえ100まい、おりがみ
- ⑥ かみひこうきたいかい
- ⑦ ウォーターライダー
- ⑧ おおきこうえん
- ⑨ すいぞくかん
- ⑩ きれいなじしゅうスペース

おもいをかなえられなかったもの

- ① やきゅう、スケボー
- ② ごはんづくり
- ③ テレビゲーム
- ④ しょうがくせいあめのときもあそべるばしょ

8がつ16にち しろうまる じどうクラフ

みんなにきいたこと・かいてもらったこと

みんなにきいたこと・かいてもらったこと

おもいがかなえられなかったか

どのようにかなえるか

- ① ボーリングができるようにします。
- ② パラパラのあそびをするときけんなので、1つのあそび(リレーなど)ができるようにきかくします。
- ③ こどもスポーツクラブをまいしゅうすいようびにしろまるしょうがっこうのたいいくかんでしているので、JUVI・ママにそうだんしてみてね。
- ④ うらがしるいゆきをよういしているの、じゆうにつかてね。
- ⑤ めりえ、おりがみをよういしています。(ひとり1にち3まいまで)
- ⑥ できるようにきかくします。
- ⑦ ながおかしでは、きぼうがおかプールにあるよ。
- ⑧ ながおかきゅうりょうこうえんがあるよ。12がつ〜3がつはわりようだよ。
- ⑨ てらどまりにあるよ。
- ⑩ ミライエは、きれいなスペースでじしゅうができるよ。

なぜかなえられなかったか

- ① じどうクラフではスペースがないからむずかしいけれど、やきゅうは、スポーツしょうねんだんでできるよ。
- ② スケボーは、たいけんかいもあるの、さんかしてみてね。
- ③ たくさんのこがあそびにきてるので、むずかしいですが、さんこうします。
- ④ ねだんがたかく、なくなりやすいので、かうことがむずかしいです。
- ⑤ ねだんがとちたかいたため、すぐにはできませんが、さんこうします。

こんかい、かなえられなかったいけんも、こんごのさんこうにします。たくさんのいけん、ありがとう!

子ども・子育て課
西部児童クラブ

(エ) 当日参加できなかったこどもへの対応

意見聴取の当日に参加できなかったこどもや、みんなの前で意見を伝えにくかったこどものために、「わたしの思いBOX」を児童クラブに設置し、幅広く意見を聴きました。



私の思い ~西部児童クラブ~

なに たのしい

①何をしているときが楽しい?

あつたらしい な

②やってみたいこと(活動・体験・学びなど)は?

いる 場所 ところ

③家・学校・児童クラブのほかどんな場所が好き?

ながおかし

④長岡市に「あつたらしいな」と思う場所は何ですか?

児童クラブの入口にある「私の思いBOX」に入れてください。

2) ミライエ長岡でのワークショップ

実施後に記載します。

(3) 審議会等の委員等へのこども・若者の登用

子ども・子育て会議の委員に、長岡青年会議所や子育て当事者を登用しています。

(4) 関係団体への意見聴取

実施後に記載します。

(5) パブリックコメント

募集期間：令和7年1月●日～2月●日

閲覧場所：●●、●●、本市ホームページ

実施後に記載します。

Ⅱ

長岡市のこども・若者を取り巻く現状

1. こども・若者に関する国の動向

(1) こども家庭庁

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」が発足しました。

「こども家庭庁」は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを打破し、新しい課題やこれまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する事業への対応や、保健・福祉分野を中心とする事業の実施などの行政を一元的に担うことや、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援を実現することなどが役割となっています。

(2) こども基本法

令和5（2023）年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。こども基本法では、以下が定められています。

こども基本法の概要(こども大綱及び地方公共団体関連部分抜粋)

- ▷こども施策に関する大綱（こども大綱）の策定義務【第9条】
- ▷地方公共団体の責務【第5条】
- ▷都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）【第10条】
 - ・「こども・若者計画」「こども貧困対策計画」等の一体化に加え、その他一体化が考えられる計画として「次世代育成支援計画」「子ども・子育て支援事業計画」が挙げられている。
- ▷こども等の意見の反映【第11条】
 - ・こどもや子育て当事者等の意見聴取・反映（パブリックコメント、審議会・懇談会等への参画促進、SNS等を活用した意見聴取等の仕組み・場づくり）
 - ・こどもの意見が施策に反映されたかどうかについてこどもにフィードバック
- ▷関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）【第13条、第14条】

(3) こども大綱

令和5(2023)年12月に、こども基本法第9条に規定された、こども大綱が閣議決定されました。

こども大綱は、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つにまとめ、こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めたものです。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが示されています。

基本的な方針(6本の柱)

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- ①こどもの誕生前から幼児期まで
- ②学童期・思春期
- ③青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組

(4) こども未来戦略

令和5（2023）年12月12日には「こども未来戦略」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策のさらなる強化も進められています。

また、障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進しています。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供とあわせて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図ることなどが示されています。

加えて、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化する。こうした体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制整備の促進することが示されています。

(5) 子ども・若者育成支援推進法の改正

ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、初めて法律に明記しました。自治体などが支援に努めるべき対象に加えています。

(6) 児童福祉法の一部改正

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正されました。

【児童福祉法の一部改正の要点】

- ① こども家庭センターの設置とサポートプランの作成
- ② 市区町村における子育て家庭への支援の充実
 - ・【新規】 子育て世帯訪問支援事業
要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
 - ・【新規】 児童育成支援拠点事業
虐待リスクが高い、不登校等の養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を当たるとともに、児童や保護者への相談等を行う。
 - ・【新規】 親子関係形成支援事業
要支援児童、要保護児童及びその保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に投じた支援を行う。
 - ・【拡充】 子育て短期支援事業
保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
 - ・【拡充】 一時預かり事業
子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

(7) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という。）については、児童福祉法等の一部が改正されたことを受け、第3期子ども・子育て支援事業計画（以下、「第3期計画」という。）策定に係る改正が令和6年2月に実施されました。

今回の基本指針改正では「家庭支援事業の新設・拡充」「こども家庭センターや地域子育て相談機関の整備」「こどもの権利擁護」が主なポイントとされています。

【基本指針改正の要点】

① 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案のうえ、設定すること等を規定

② こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定

③ こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県計画の基本的記載事項として、児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定

令和6年9月の基本指針の改正については、今後追記します

2. 人口動態

(1) 人口の推移

本市の人口は減少が続いています。平成 26（2014）年は 279,507 人でしたが、令和 6（2024）年には 256,731 人と 8.1%減少しています。

子ども・若者は他の世代と比べると大きく減少しています。特に、0～2 歳、3～5 歳、25～30 歳、30～39 歳の減少が大きくなっています。

図表 10 年代別人口の推移

年齢	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	平成26年を 基準とした 変化率
0～2歳	6,519	6,320	6,186	5,988	5,830	5,621	5,366	5,107	4,911	4,709	4,522	-30.6%
3～5歳	7,000	6,798	6,658	6,528	6,332	6,274	6,044	5,872	5,632	5,420	5,191	-25.8%
6～8歳	7,106	7,217	6,996	6,955	6,787	6,639	6,513	6,337	6,283	6,060	5,864	-17.5%
9～11歳	7,349	7,150	7,110	7,098	7,206	6,981	6,960	6,761	6,625	6,495	6,322	-14.0%
12～14歳	7,853	7,652	7,574	7,350	7,148	7,106	7,076	7,182	6,987	6,955	6,763	-13.9%
15～17歳	8,163	8,077	7,958	7,822	7,630	7,541	7,337	7,131	7,084	7,040	7,180	-12.0%
18～20歳	7,700	7,749	7,695	7,811	7,719	7,596	7,461	7,318	7,099	6,863	6,590	-14.4%
21～24歳	10,314	9,947	9,832	9,793	9,869	9,806	9,721	9,638	9,486	9,536	9,185	-10.9%
25～29歳	13,693	13,261	12,659	12,402	12,002	11,866	11,619	11,410	11,181	11,080	10,940	-20.1%
30～39歳	34,560	33,479	32,388	31,312	30,484	29,453	28,450	27,510	26,724	26,001	25,274	-26.9%
40～64歳	93,117	91,631	90,547	89,763	89,050	88,460	87,947	87,467	86,947	86,436	85,826	-7.8%
65～74歳	35,483	37,234	38,376	39,018	39,514	39,550	40,082	40,912	40,608	38,923	37,463	5.6%
75歳以上	40,650	40,858	41,382	42,041	42,445	43,027	43,066	42,526	42,820	44,334	45,611	12.2%
合計	279,507	277,373	275,361	273,881	272,016	269,920	267,642	265,171	262,387	259,852	256,731	-8.1%
年齢	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	
0～2歳	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%	2.1%	2.1%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	
3～5歳	2.5%	2.5%	2.4%	2.4%	2.3%	2.3%	2.3%	2.2%	2.1%	2.1%	2.0%	
6～8歳	2.5%	2.6%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	2.4%	2.4%	2.4%	2.3%	2.3%	
9～11歳	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%	
12～14歳	2.8%	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	2.6%	2.6%	2.7%	2.7%	2.7%	2.6%	
15～17歳	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.8%	2.8%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.8%	
18～20歳	2.8%	2.8%	2.8%	2.9%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.7%	2.6%	2.6%	
21～24歳	3.7%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.7%	3.6%	
25～29歳	4.9%	4.8%	4.6%	4.5%	4.4%	4.4%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	
30～39歳	12.4%	12.1%	11.8%	11.4%	11.2%	10.9%	10.6%	10.4%	10.2%	10.0%	9.8%	
40～64歳	33.3%	33.0%	32.9%	32.8%	32.7%	32.8%	32.9%	33.0%	33.1%	33.3%	33.4%	
65～74歳	12.7%	13.4%	13.9%	14.2%	14.5%	14.7%	15.0%	15.4%	15.5%	15.0%	14.6%	
75歳以上	14.5%	14.7%	15.0%	15.4%	15.6%	15.9%	16.1%	16.0%	16.3%	17.1%	17.8%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

出典：長岡市市民課（各年 4 月 1 日）

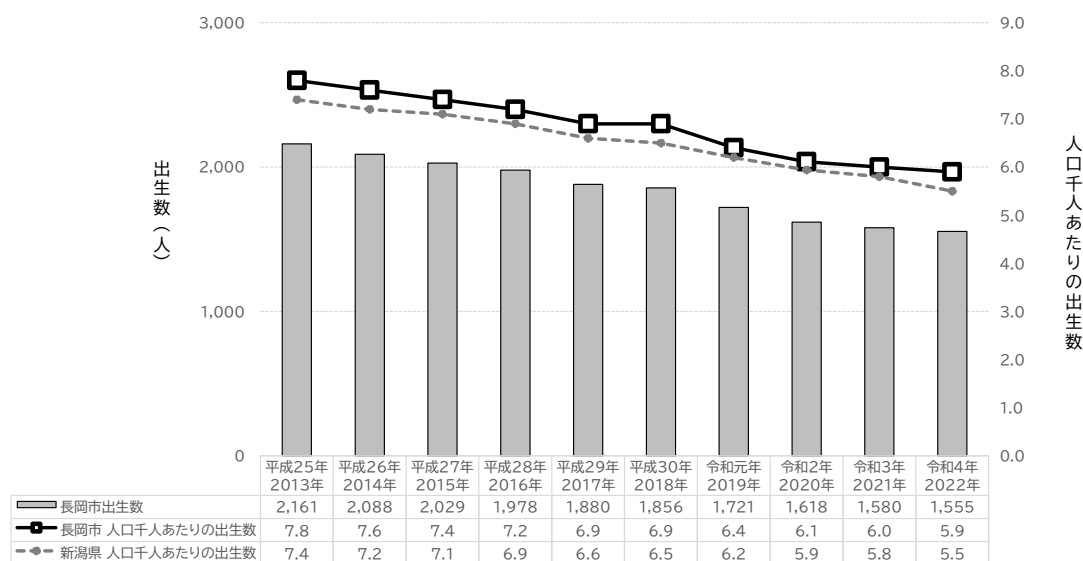
(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

1) 出生数の推移

出生数は減少が続いており、平成 25（2013）年は 2,161 人でしたが、令和 4（2022）年には 1,555 人となっています。

人口千人あたりの出生数を新潟県全体と比べると、本市は一貫して上回っているものの、減少が続いています。

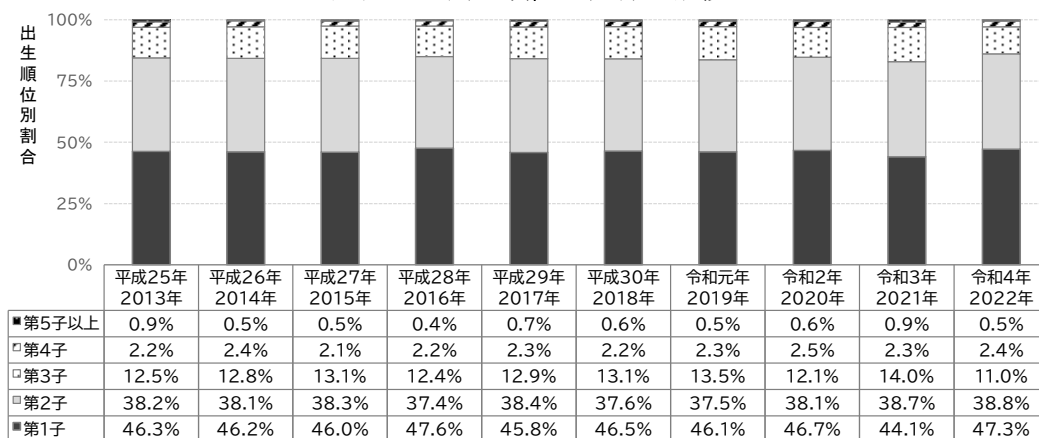
図表 11 出生数の推移



資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

出生数を出生順位別に分けると、平成 25（2013）年から令和 4（2022）年まで、ほぼ変わらずに推移しています。

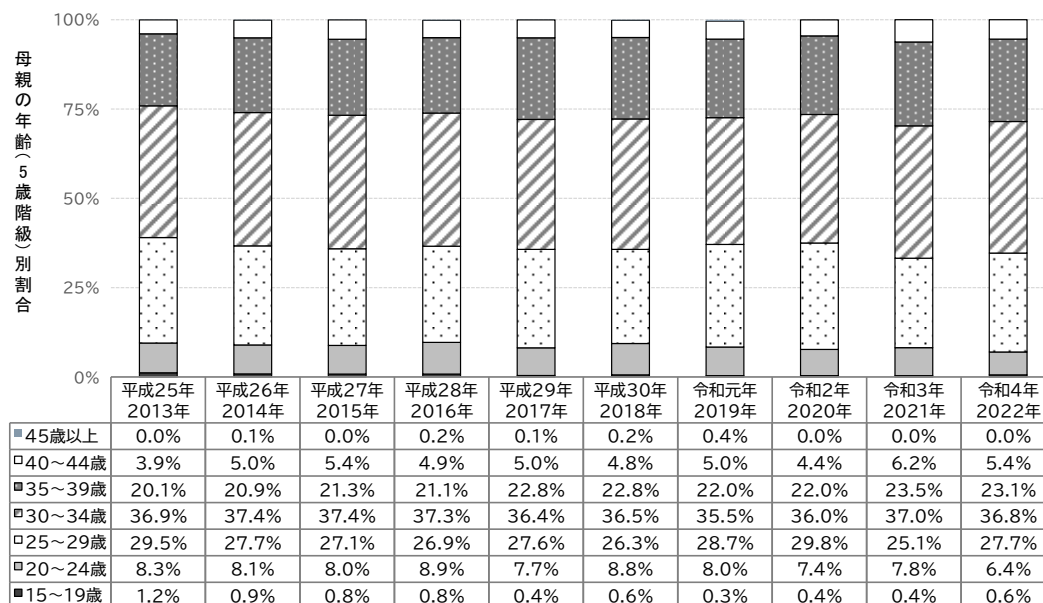
図表 12 出生順位別割合の推移



資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

母親の年齢別割合をみると、平成 25（2013）年から令和 4（2022）年まで、ほぼ変わらずに推移しています。

図表 13 母親の年齢（5 差階級）別割合の推移

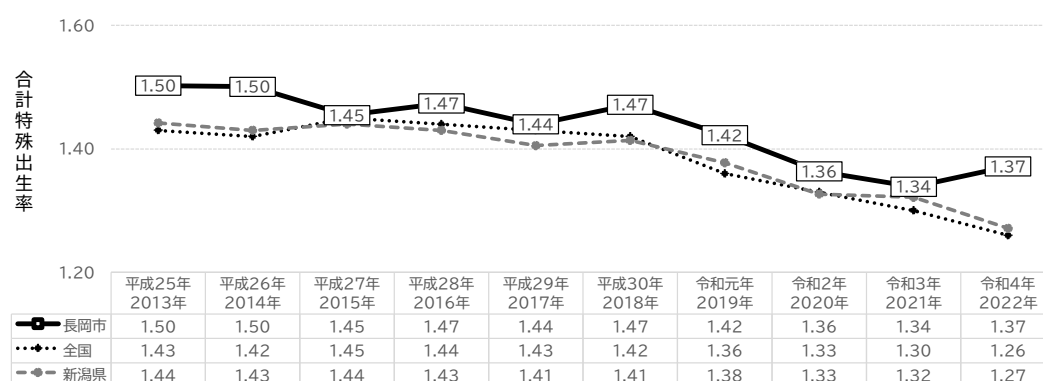


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 25（2013）年の 1.50 から令和 4（2022）年には 1.37 と低下しています。国、新潟県と比較すると、一貫して上回っています。

図表 14 合計特殊出生率の推移



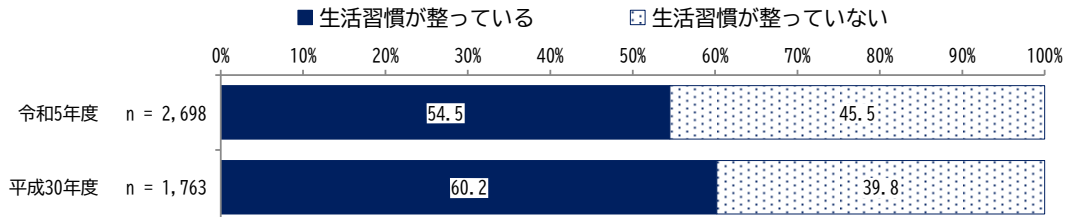
資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

3. こどもの状況

(1) 生活習慣

平成 30 年度調査と比較して、「生活習慣が整っていない」こどもの割合が高くなっています。

図表 15 こどもの生活習慣



資料：令和 5 年度子育て世帯の生活実態調査結果

※「朝食を毎食バランスよく食べ」、「起床・就寝時間が概ね決まっている」と回答したこどもを「生活習慣が整っている」としました。

(2) 居場所

放課後や土日祝日を過ごす場所は、平成 30 年度調査と比べると、いずれも「自宅で過ごす」割合が高くなっています。中高生は、幼少期から SNS を身近に使うことができる環境に育った「ソーシャルネイティブ世代」と呼ばれ、自宅で過ごしていても、SNS を通じて他者とのつながりを構築していく傾向がより進んでいることがうかがえます。

図表 16 放課後・土日祝日を過ごす場所

	調査数	自宅	学校 (部活動を含む)	学習塾・予備校	友だちの家	アルバイト先	かの公共施設	アオーレ、ミライエ、まちなか	ゲームセンター・カラオケ店	駅前等のショッピングセンター	学習塾以外の習い事	ファミリーレストラン・ファーストフード店	図書館	児童館	体育館	公園・広場	その他	無回答
放課後	令和5年度	445	90.8	45.6	13.5	6.3	5.6	4.9	4.9	4.7	4.3	1.6	1.1	0.0	4.0	0.9	2.2	0.7
	平成30年度	428	85.7	59.6	22.2	9.6	0.7	3.5	0.9	3.5	4.7	0.5		1.2		2.3	1.6	0.0
土日祝	令和5年度	445	91.0	26.7	8.1	12.6	5.6	4.9	8.8	31.5	4.7	4.5	2.2	0.0	3.4	0.7	2.5	1.8
	平成30年度	428	89.5	38.8	12.1	20.6	1.4	4.9	6.1	28.7	4.0	2.3		2.3		1.9	3.3	0.0

資料：令和 5 年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

(3) 困りごとや不安

困りごとや不安は、「勉強、成績、受験」が48.8%で最も多く、次いで「将来(進路)」が38.0%、「特にない」が24.9%となっています。

図表 17 困っていることや悩み

	調査数	勉強、成績、受験	将来(進路)	友人(異性)関係	お金	部活動	人生、生活	遊び	学校、先生	社会の出来事	家族、きょうだいのケア	性	インターネット上の人間関係	その他	特にない	無回答
令和5年度	445	48.8	38.0	16.4	14.8	14.2	8.1	4.5	3.4	3.4	1.8	1.1	0.9	1.1	24.9	1.8
平成30年度	428	54.7	40.2	19.4	10.0	20.1	8.4	4.4	5.1	2.6	3.3	1.6	2.1	2.1	18.2	1.2

資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

相談相手は、「友人」が56.9%で最も多く、次いで「母親」が56.6%、「父親」が26.1%となっています。

図表 18 困っていることや悩みの相談先

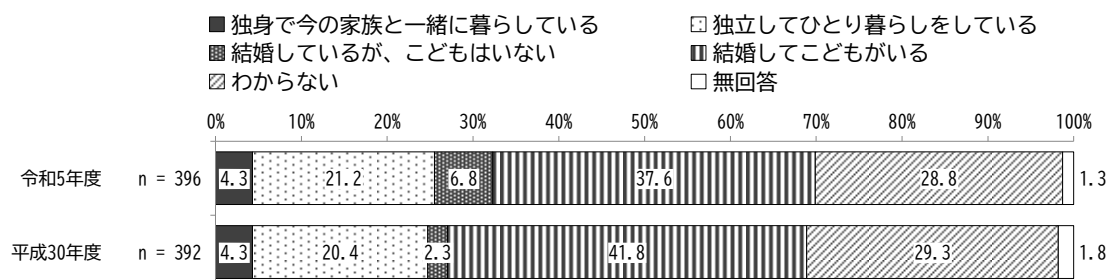
	調査数	友人	母親	父親	学校の先生	兄弟姉妹	祖父母	親戚	習い事や塾の先生	インターネットを利用した相談サービス	教育センター	健康センター	青少年育成センター	民間の電話相談	その他	相談しない	無回答
令和5年度	445	56.9	56.6	26.1	15.7	14.6	7.2	2.7	2.7	0.7	0.2	0.0	0.0	0.0	1.6	19.1	0.2
平成30年度	428	57.7	50.2	17.5	12.1	14.0	6.8	1.2	5.8	0.7	0.0	0.2	0.0	0.2	1.4	18.7	0.7

資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

(4) 将来の生活のイメージ

中高生の将来の生活イメージは、「結婚して子どもがいる」が37.6%で最も多く、次いで「わからない」が28.8%、「独立してひとり暮らしをしている」が21.2%となっています。平成30年度調査と比べると「結婚して子どもがいる」が低下し、「結婚しているが子どもはいない」が約3倍上昇しています。

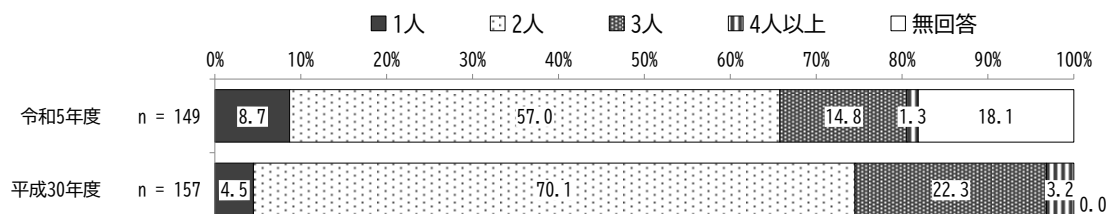
図表 19 将来の生活イメージ



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

「結婚して子どもがいる」と回答した方に対して、ほしい子どもの人数をうかがったところ、平成30年度調査と比べて「1人」の割合が上昇しています。

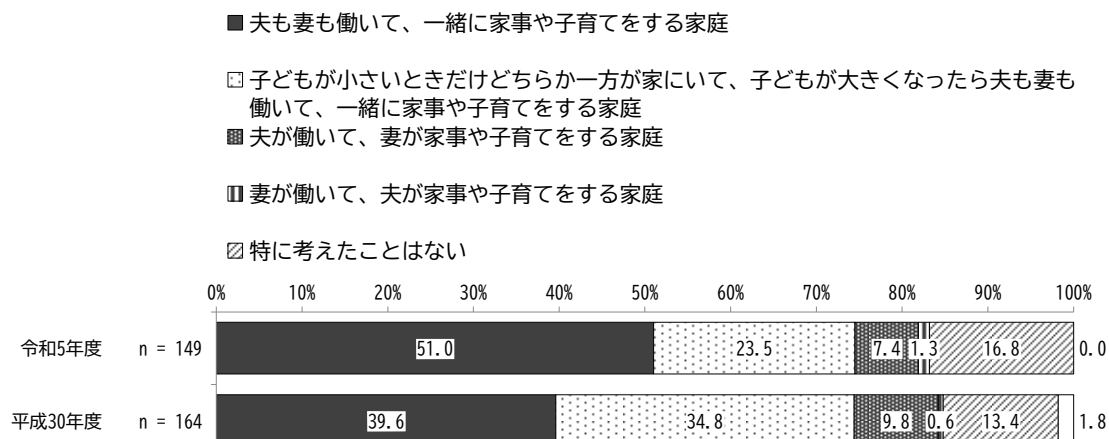
図表 20 将来、ほしい子どもの人数（「結婚して子どもがいる」と回答した方のみ）



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果（中学生・高校生票）

将来作りたい家庭像については、「夫も妻も働いて、一緒に家事や子育てをする家庭」が51.0%で最も多く、「子どもが小さいときだけどちらか一方が家にいて、子どもが大きくなったら夫も妻も働いて、一緒に家事や子育てをする家庭」が続いています。

図表 21 将来作りたい家庭

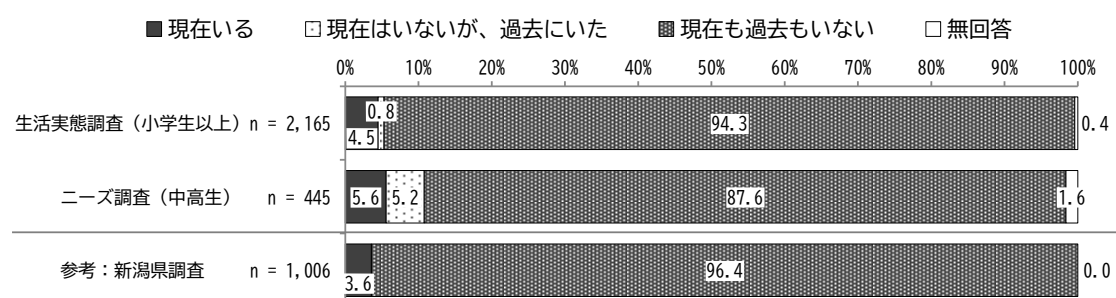


(5) 家族のお世話

お手伝いの範囲に含まれることを回答している場合も含まれると考えられますが、家族の中に子どもがお世話をしている人が「現在いる」割合は、生活実態調査で4.5%、ニーズ調査（中学生・高校生票）で5.6%となっています。

令和4年度に新潟県が実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」(※)では、「お世話をしている家族がいる」の割合は3.6%です。

図表 22 お世話をしている家族の有無



※調査対象者が中学2年生、全日制高校2年生であり、選択肢が「いる」「いない」の2つであるなど、実施方法が異なることに留意を要します。

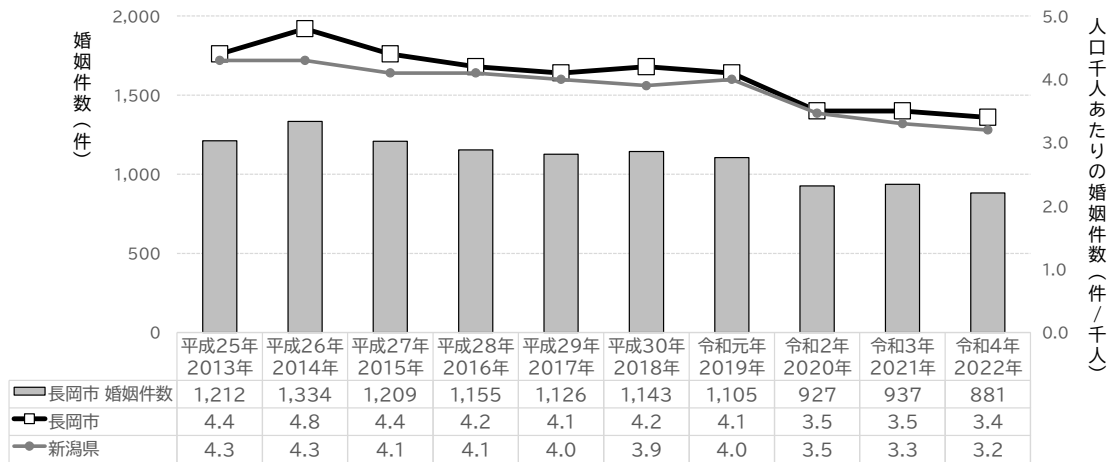
4. 若者の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は減少が続いており、平成 25(2013)年の 1,212 件から令和 4(2022)年の 881 件となっています。

人口千人あたりの婚姻件数は、新潟県を若干上回っています。

図表 23 婚姻件数の推移

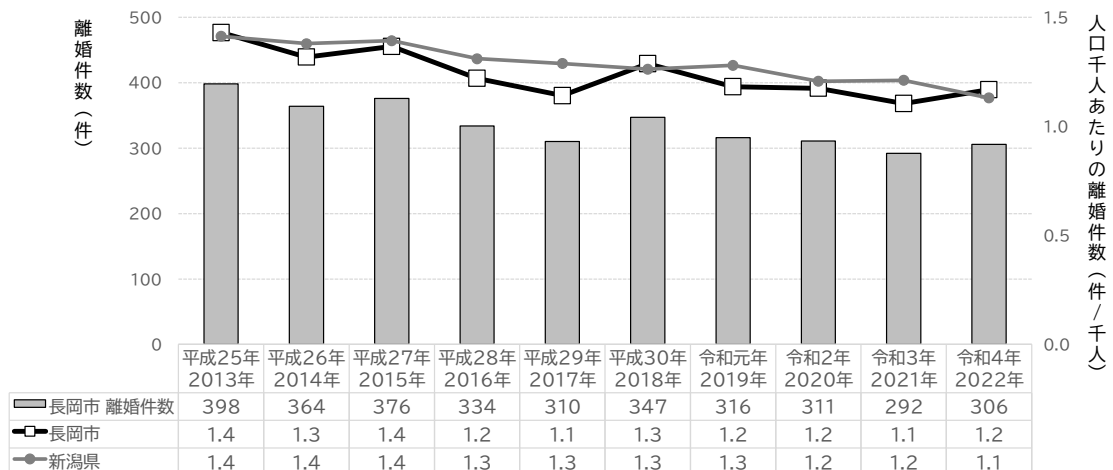


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

離婚件数は、平成 25(2013)年の 398 件から令和 4(2022)年の 306 件と減少しています。

人口千人あたりの婚姻件数は、新潟県を概ね下回っています。

図表 24 離婚件数の推移

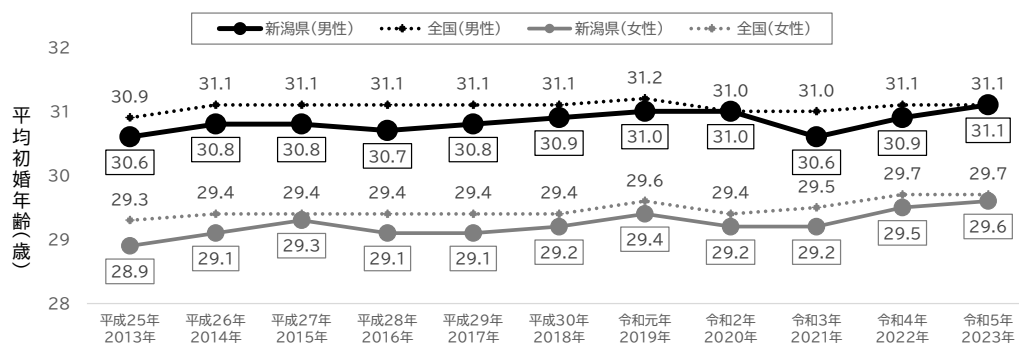


資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

新潟県全体の値となりますが、平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向です。

国と比べると、概ね下回っていましたが、令和 5（2023）年には、男性は同じに、女性もほぼ同じとなっています。

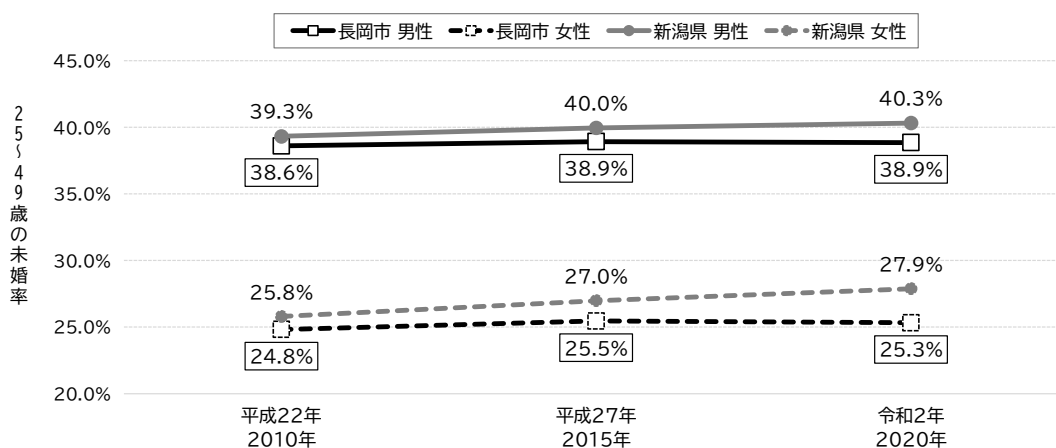
図表 25 平均初婚年齢の推移（国、新潟県）



資料：県福祉保健部「福祉保健年報」

25～49歳の未婚率をみると、平成22（2010）年から若干上昇しています。新潟県と比べると、一貫して下回っています。

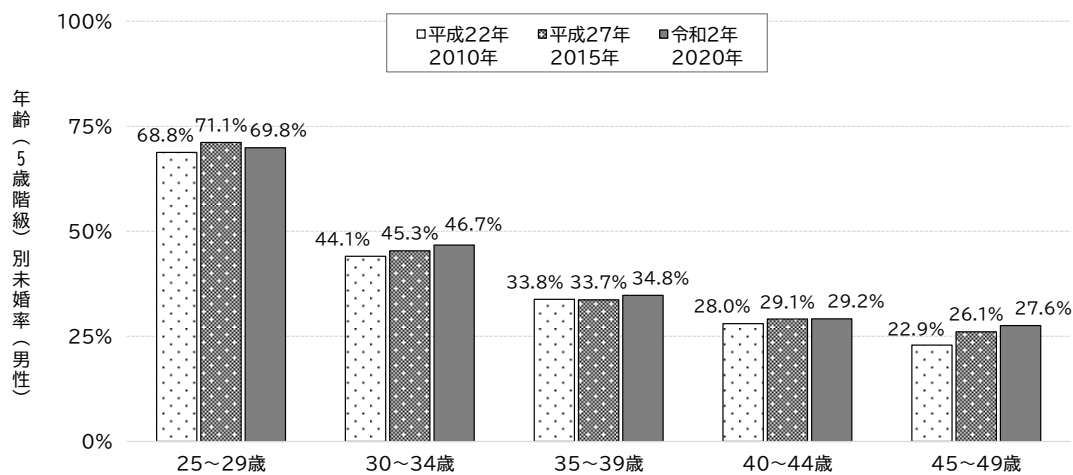
図表 26 25～49歳の未婚率の推移



出典：総務省「国勢調査」

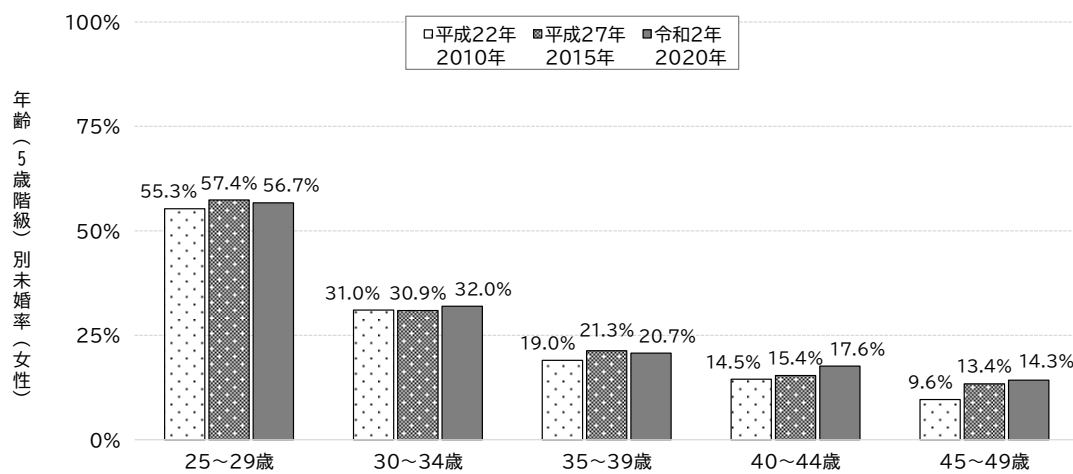
未婚率を年齢5歳階級別にみると、男性は30歳以上で、女性は30～34歳と40歳以上で上昇しています。

図表 27 年齢（5歳階級）別未婚率（男性）



出典：総務省「国勢調査」

図表 28 年齢（5歳階級）別未婚率（女性）

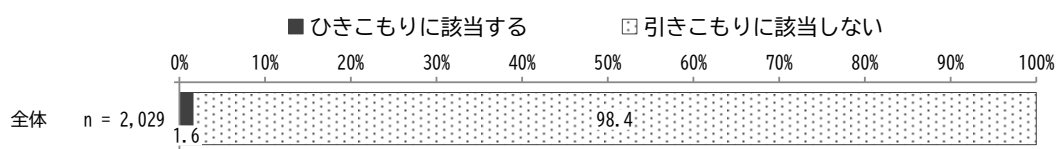


出典：総務省「国勢調査」

(2) 外出頻度

普段の外出頻度、現在の外出頻度になってからの期間やきっかけの回答からひきこもりに該当するかを判定した結果、「ひきこもりに該当する」が1.6%となっています。

図表 29 ひきこもりと考えられる人の割合

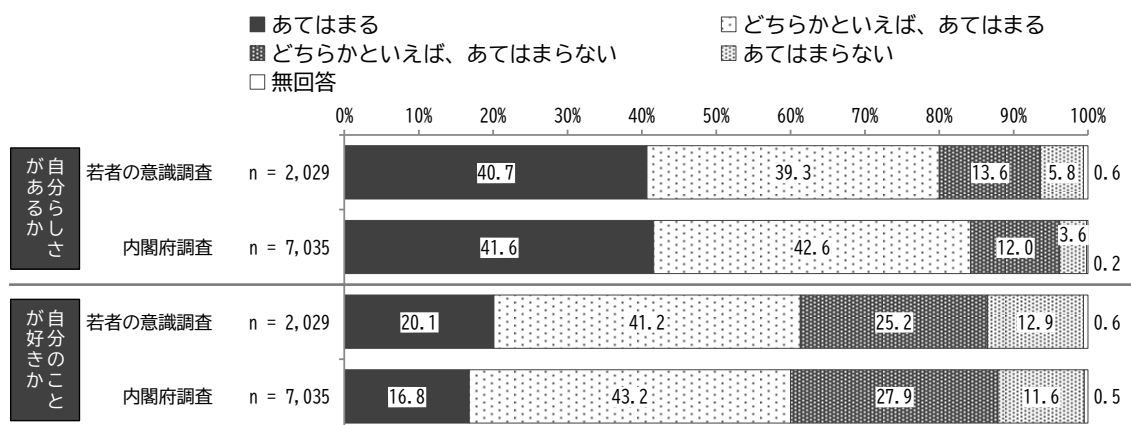


※上図は、内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年調査実施)に示された定義を一律にあてはめた結果であり、実際にはひきこもり状態ではない人も含まれている可能性があることに留意が必要です。

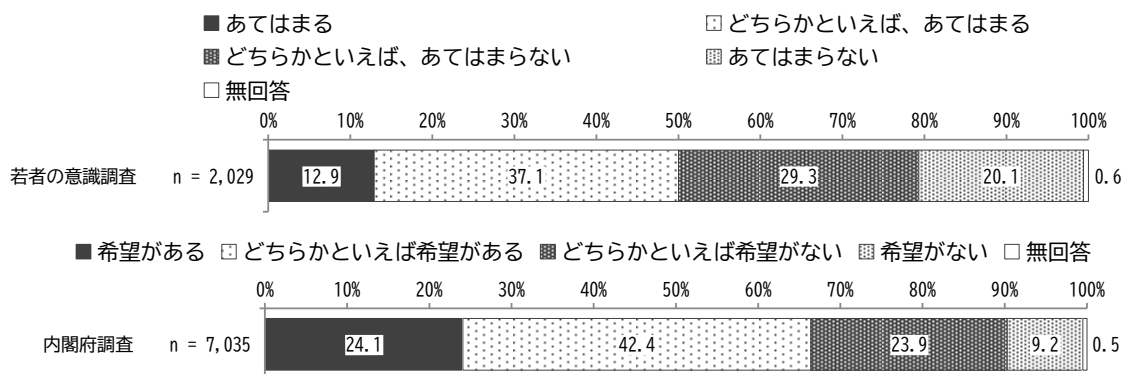
(3) 自己肯定感、将来に対する考え

自己肯定感や将来に対する考えを内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年調査実施)の結果と比較すると、自分らしさがあると思うかにおいて、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の回答の合計が80.0%に対して、国は84.2%となっています。同様に、今の自分が好きだについては、長岡市が61.3%に対して、国は60.0%となっています。また、将来に明るい希望があるかについては、長岡市が50.0%に対して国は66.5%となっています。

図表 30 自分に対する思い (内閣府調査との比較)



図表 31 将来に明るい希望があるか(内閣府調査との比較)

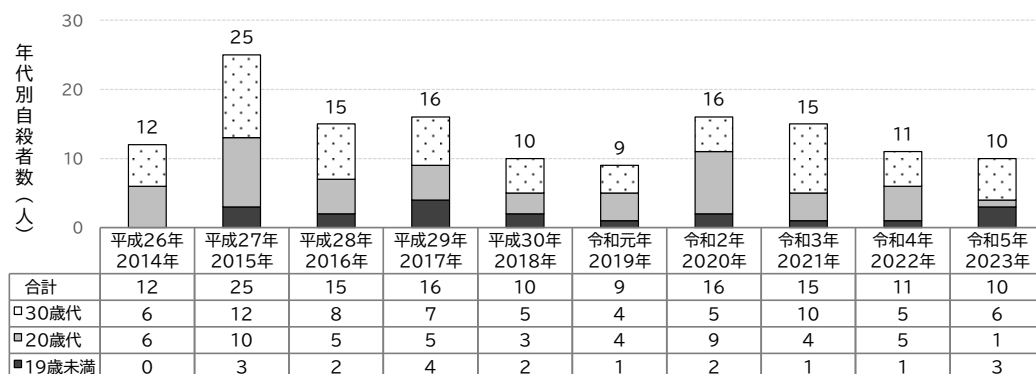


※若者の意識調査と内閣府調査の選択肢は異なります。

(4) 自殺

自殺者数は平成 27 (2015) 年の 25 人から減少し、令和 5 (2023) 年には 10 人となっています。

図表 32 年代別自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地基準)

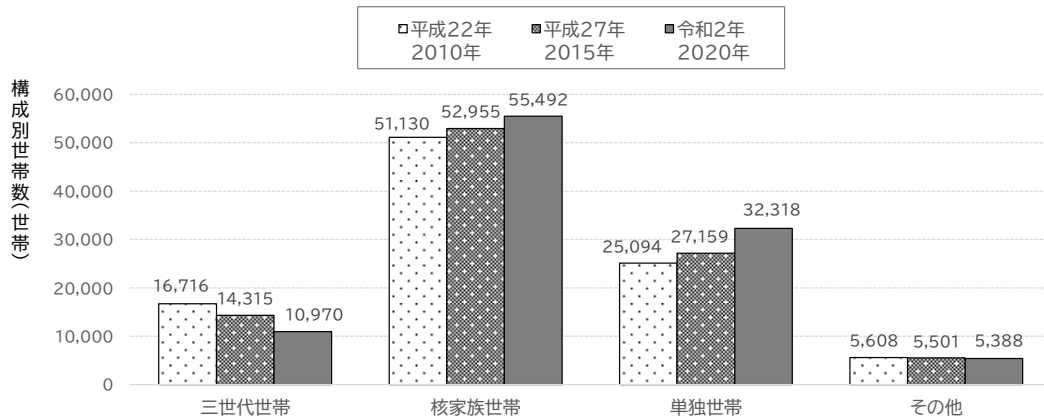
5. 家庭・保護者の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は平成 22（2010）年には 98,548 世帯でしたが、令和 2（2020）年には 104,168 世帯に増加しています。

世帯構成別にみると、三世帯世帯とその他世帯は減少、核家族世帯と単独世帯は増加が続いています。特に単独世帯が大きく増加しています。

図表 33 構成別世帯数の推移

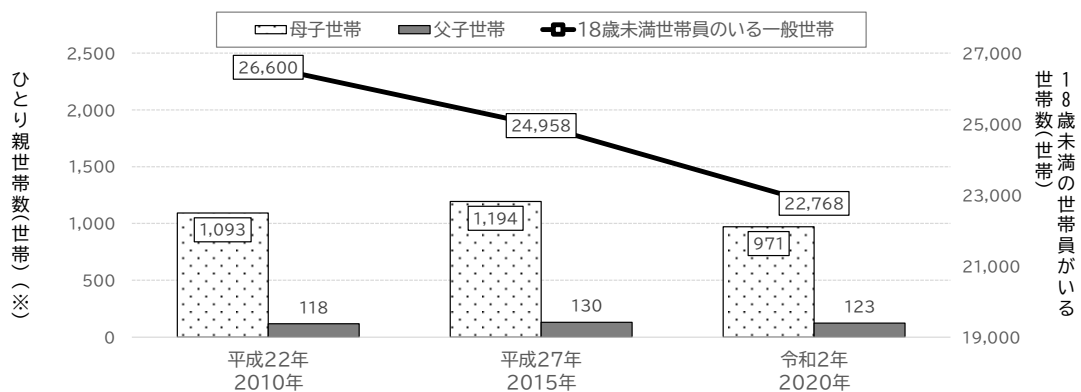


出典：総務省「国勢調査」

子どもがいる世帯（18歳未満の世帯員がいる世帯）は減少が続いています。

母子家庭、父子家庭ともに平成 22（2010）年から平成 27（2015）年に増加しましたが、令和 2（2020）年には、減少に転じています。

図表 34 ひとり親世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

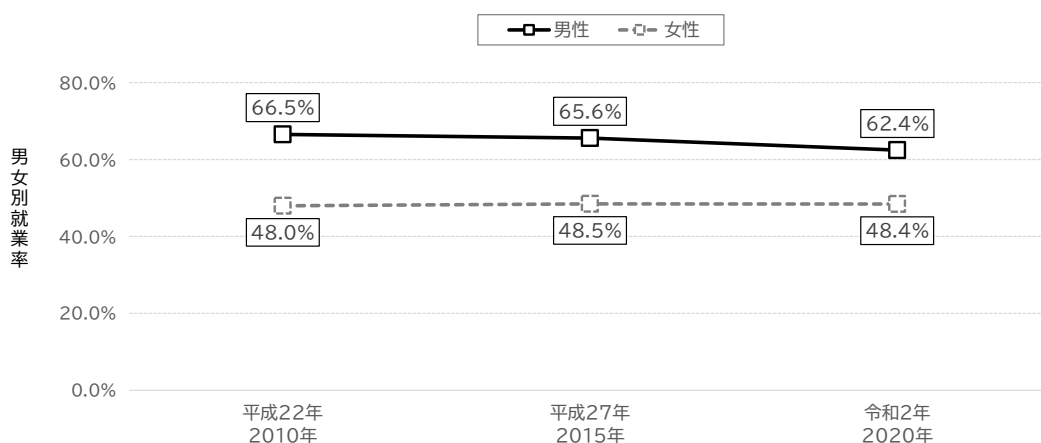
※ひとり親世帯は 20 歳未満の世帯員がいる世帯

(2) 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

1) 就業率の推移

令和 2 (2020) 年の本市の就業率は、男性で 62.4%、女性は 48.4%となっています。平成 22 (2010) 年と比べると、男性は 4.1 ポイント低下、女性は 0.4 ポイント上昇しています。

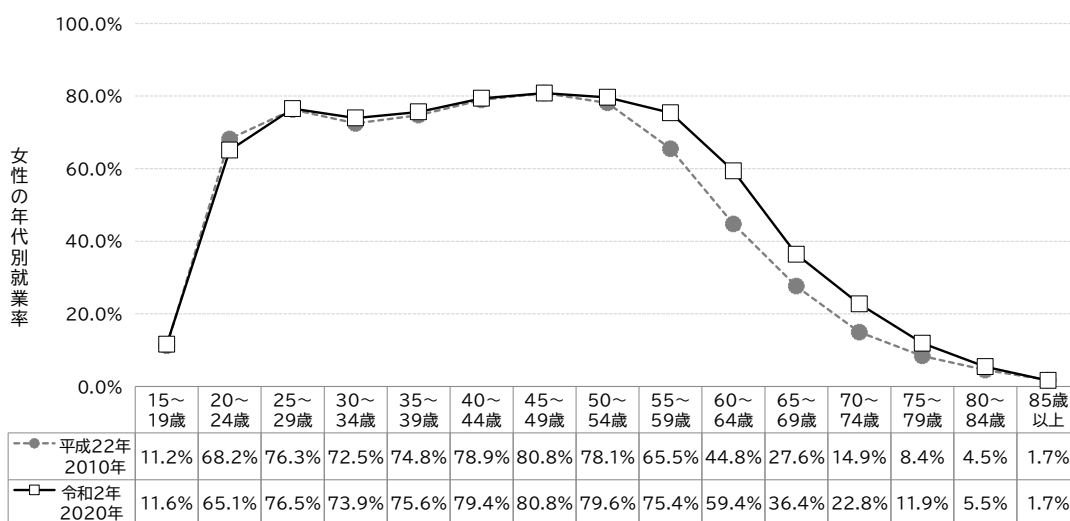
図表 35 男女別就業率の推移 (15 歳以上)



出典：総務省「国勢調査」

平成 22 (2010) 年と令和 2 (2020) 年の本市の女性の年齢別就業率をみると、20~24 以外で上昇もしくは同じとなっています。特に、50 歳から 84 歳までで就業率が上昇しています。

図表 36 女性の年齢別就業率

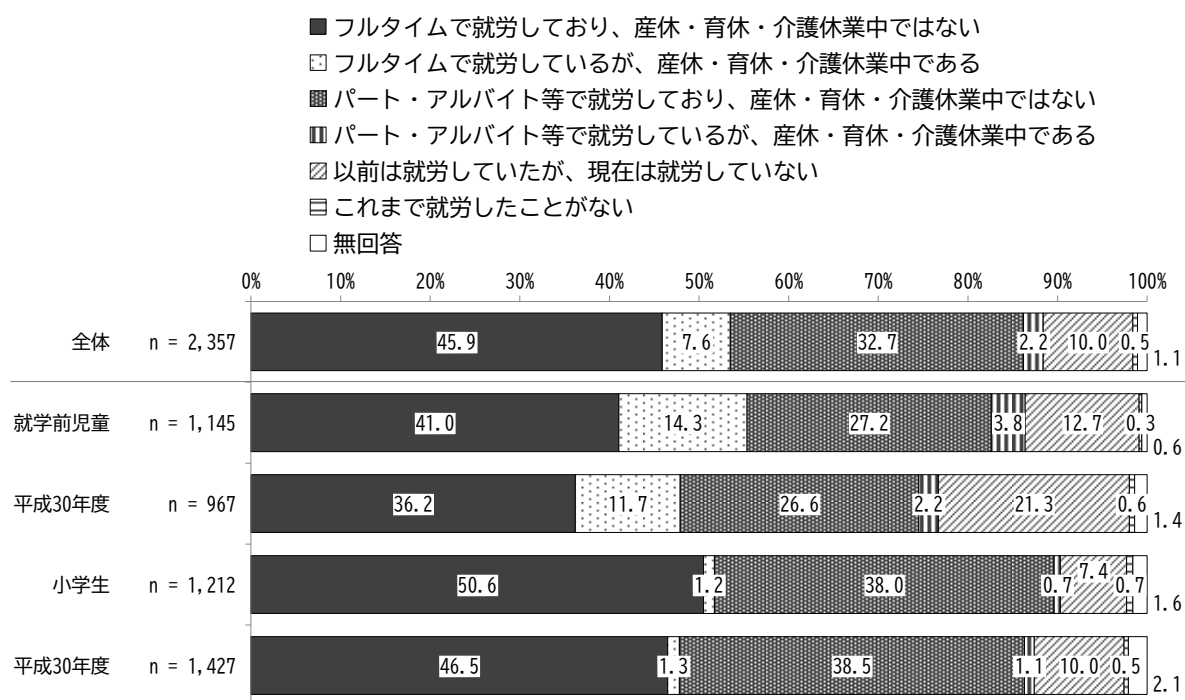


出典：総務省「国勢調査」

2) 母親の就労状況

母親の就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が45.9%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.0%となっています。平成30年度調査と比べると、就学前児童の母親において、就労していない方が減少し、フルタイムで就労している方が増加しています。

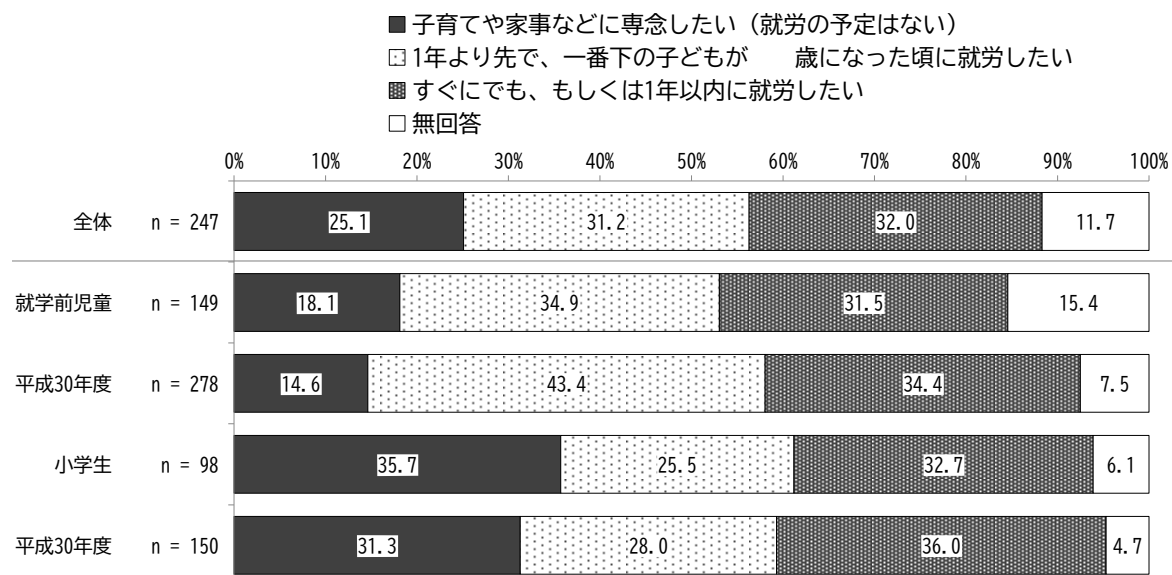
図表 37 母親の就労状況



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就労していない母親の今後の希望としては、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が25.1%、「1年より先で、一番下の子どもが●歳になった頃に就労したい」が31.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.0%となっています。

図表 38 母親の今後の就労意向

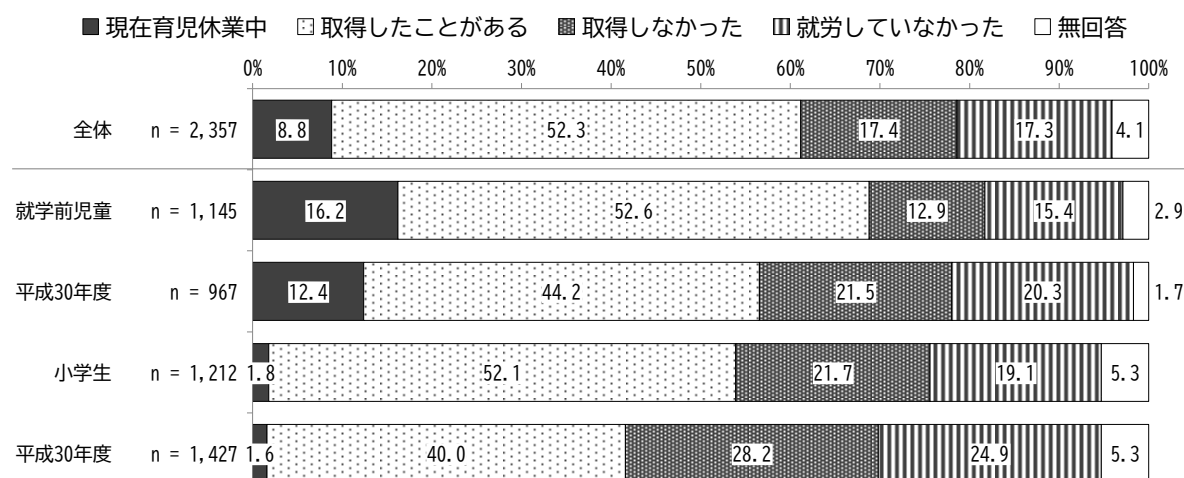


資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3) 育児休業制度の利用状況

母親の育児休業については、「現在育児休業中」が8.8%、「取得したことがある」が52.3%で、合わせて61.1%となっています。「取得しなかった」が17.4%となっています。

図表 39 育休の取得経験（母親）

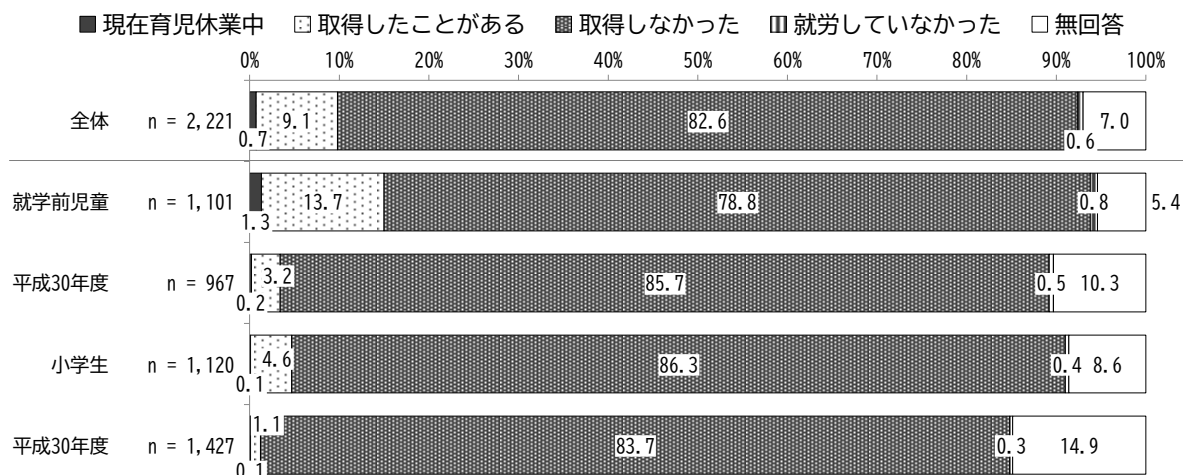


資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

父親の育児休業については、「現在育児休業中」が0.7%、「取得したことがある」が9.1%で合わせて9.8%です。「取得しなかった」が82.6%となっています。

平成30年度に比べ、男女とも育児休業取得率が上昇していることがうかがえます。

図表 40 育児の取得経験（父親）

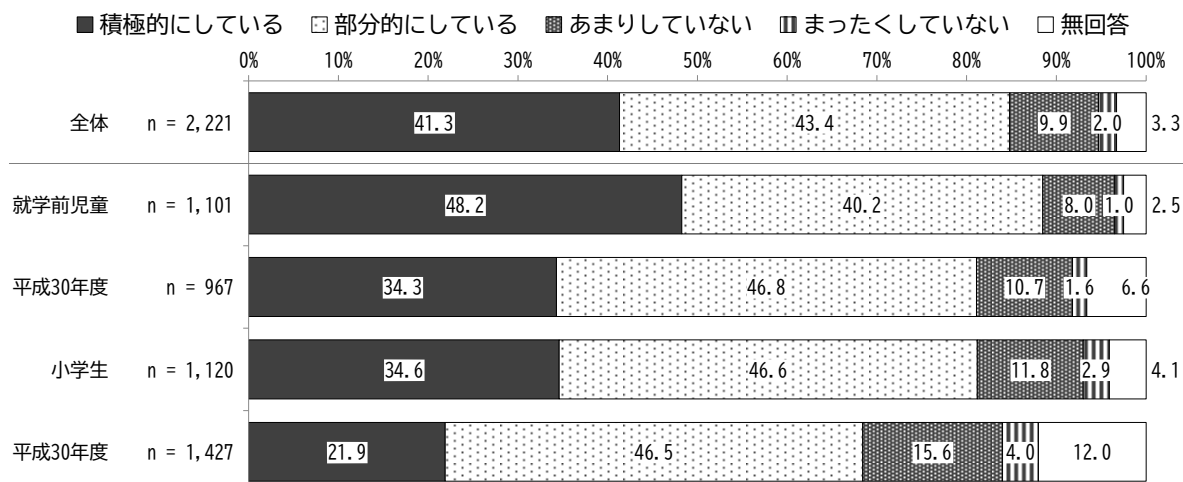


資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4) 父親の子育て・家事

父親の子育て・家事については、「積極的にしている」が41.3%、「部分的にしている」が43.4%となっています。

図表 41 父親の子育て・家事の状況



資料：令和5年度 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5) 保育施設の利用

認可外保育施設、認定こども園は増加し、その他の施設は就学前児童数の減少や保護者のニーズの変化により減少しています。入所（園）率は上昇が続いており、令和6（2024）年は82.7%となっています。

図表 42 保育施設数、入所（園）児童数の推移

		令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	
就学前児童数		11,895人	11,410人	10,979人	10,543人	10,129人	9,713人	
保育所（園）	公立	定員	2,540人	2,014人	1,925人	1,815人	1,575人	1,555人
		施設数	38か所	33か所	31か所	31か所	29か所	28か所
		入所児童数	2,299人	1,890人	1,778人	1,698人	1,476人	1,441人
	私立	定員	2,555人	1,346人	1,307人	1,252人	1,192人	1,149人
		施設数	23か所	15か所	15か所	14か所	14か所	14か所
		入所児童数	2,517人	1,249人	1,220人	1,170人	1,125人	1,080人
認可外施設	定員	322人	352人	342人	351人	316人	316人	
	公立	施設数	11か所	14か所	14か所	14か所	14か所	15か所
	入所児童数	138人	181人	192人	200人	187人	169人	
地域事業型	定員	268人	245人	221人	210人	210人	199人	
	小規模 施設数	9か所	9か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
	事業所 施設数	4か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
	入園児童数	200人	188人	141人	143人	148人	135人	
認定こども園	定員	3,753人	5,392人	5,530人	5,429人	5,584人	5,597人	
	施設数	25か所	37か所	38か所	38か所	40か所	40か所	
	入園児童数	3,616人	5,209人	5,274人	5,119人	5,250人	5,154人	
幼稚園	公立	施設数	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		入所児童数	119人	94人	80人	81人	67人	55人
	私立	施設数	2か所	2か所	1か所	1か所	1か所	-
		入所児童数	150人	135人	27人	16人	11人	-
入所（園）児童数		9,039人	8,946人	8,712人	8,427人	8,264人	8,034人	
入所（園）率		76.0%	78.4%	79.4%	79.9%	81.6%	82.7%	
未入所（園）児童数		2,856人	2,464人	2,267人	2,116人	1,865人	1,679人	

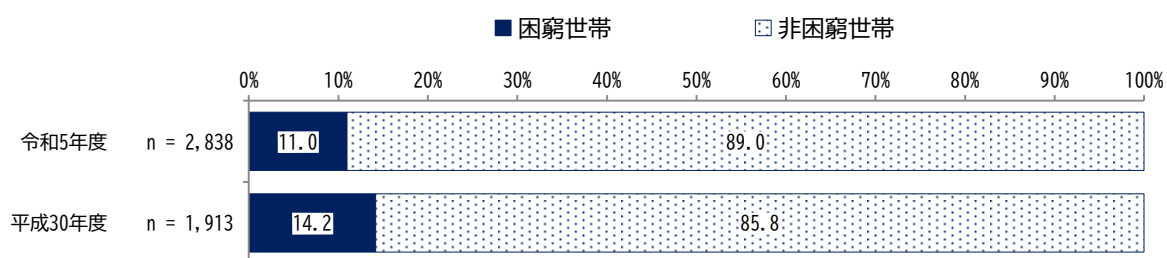
資料：長岡市

(3) 貧困の状況

貧困率は、11.0%（およそ9人に1人の割合）となります。調査方法などが異なるため参考となりますが、国民生活基礎調査における子どもの貧困率 11.5%（令和3（2021）年）とほぼ同程度です。

また、平成30（2018）年度調査時の貧困率 14.2%（国民生活基礎調査 13.9%（平成27（2015）年））から、改善していることがうかがえます。

図表 43 経済的状況による区分（貧困率）（判定不能世帯を除く）

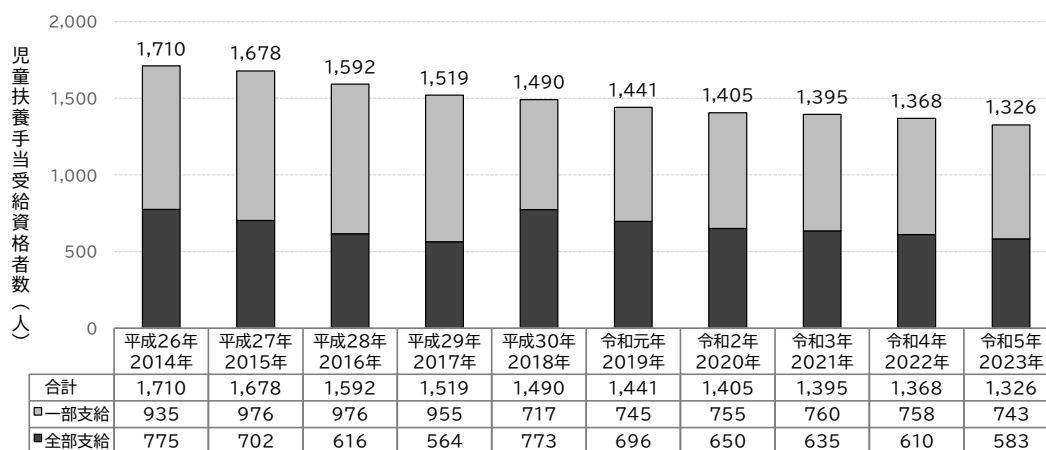


資料：令和5年度 長岡市子育て世帯の生活実態調査

※無回答などにより「判定不能」となった世帯を除いて算出しています

児童扶養手当受給者は、平成26(2014)年の1,710人から減少し、令和5(2023)年には1,326人となっています。

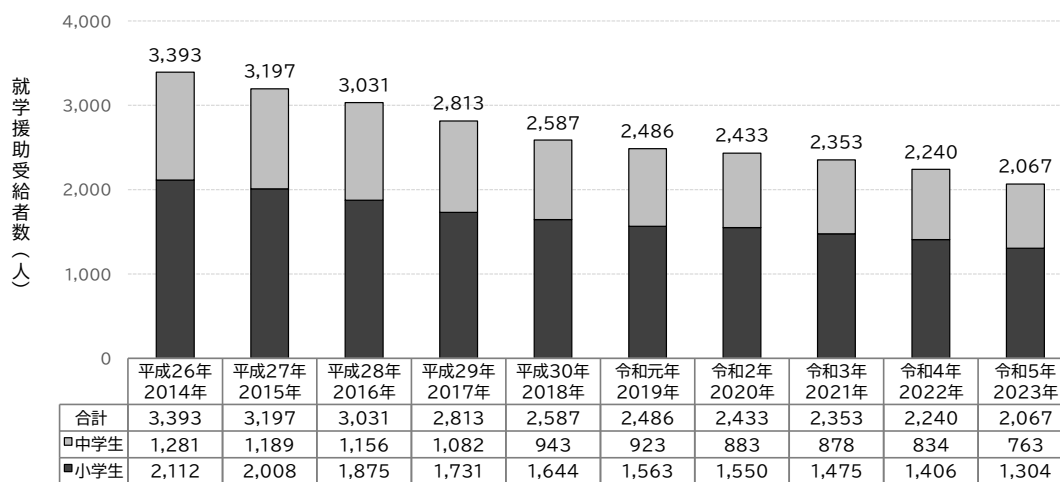
図表 44 児童扶養手当受給資格者数の推移



資料：長岡市

就学援助受給者数は、平成 26 (2014) 年の 3,393 人から減少し、令和 5 (2023) 年には 2,067 人となっています。小学生、中学生ともに減少しています。

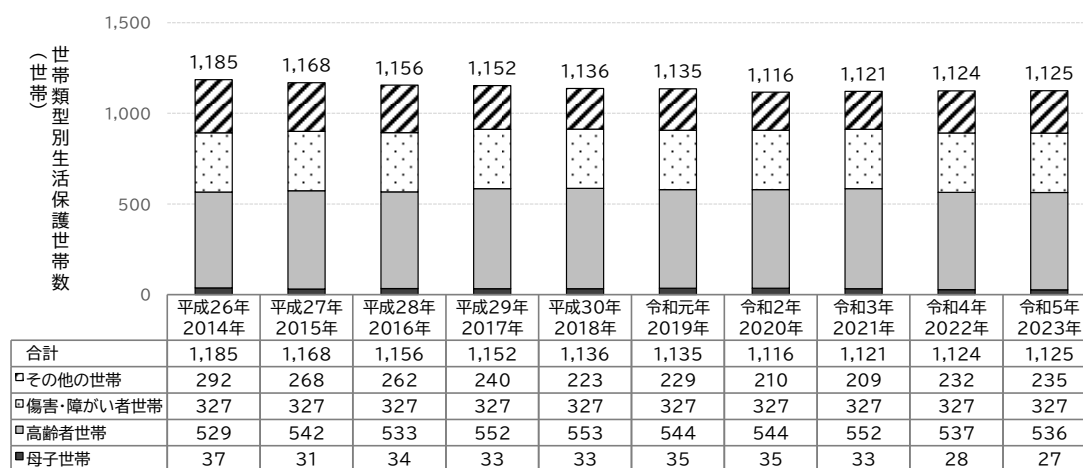
図表 45 就学援助受給者数の推移



資料：長岡市

生活保護世帯数は、平成 26 (2014) 年の 1,185 世帯から微減し、令和 5 (2023) 年には 1,125 世帯となっています。特に減少しているのは「その他の世帯」です。

図表 46 世帯類型別生活保護世帯数



資料：長岡市

6. 第2期あいプランでの取組と課題

子育ての環境や支援に対する満足度（「とても満足」「まあまあ満足」の合計）は、ニーズ調査で65.1%、生活実態調査で57.5%となっており、第2期あいプランでの取組によって、長岡市の子育て環境には一定の評価が得られていることがうかがえます。

ここでは、第2期あいプランの基本目標ごとにその取組を振り返るとともに、社会環境の変化や各種調査結果を踏まえた課題をまとめます。

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つ

1) これまでの取組

ニーズに対応した幼児教育・保育の提供体制の確保に努めるとともに、発達の連続性を踏まえ、幼児期の保育と教育及び小中学校教育の円滑な接続を図っています。小中学校では「生きる力」を育むことができるよう、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育を推進しています。

また、こども、子育て世帯が抱える困難や課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげ、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かで、一貫した支援を提供できる体制づくりに取り組んでおり、困窮していると考えられる世帯の割合は、前回調査のより改善していることがうかがえます。

2) 課題

各アンケート調査結果から、ヤングケアラーや貧困などの課題を抱えているこどもがいると考えられます。

こどもがこどもらしく、その成長・発達段階に応じて、自らが経験したい・体験したいことができるような環境整備など、必要な支援策を実施していくことが必要です。

また、生活実態調査結果では困窮世帯の割合の低下がみられるものの、「暮らしの状況」については、全体では「普通」が半数近くとなっていますが、「ひとり親世帯」「困窮世帯」において、「大変苦しい」が高くなっています。

学校をはじめとしたこどもにかかわる機関や地域が、状況の共有や連携し、適切な支援につなげることが求められます。

基本目標2 これから親になる世代を育てる

1) これまでの取組

性に関する正しい知識の普及、飲酒・喫煙等防止教育、食育の推進により、思春期の心身の健康づくりに取り組んでいます。

また、子どもたちが将来家庭や子どもを持つことへの意識の醸成を図るため、平成24(2012)年度から中学生を対象とした「思春期向け次代の親育成事業」を実施しています。乳幼児とその母親と触れ合うことで、命の大切さを感じ、自分も愛情を注がれて成長してきたことを実感するとともに、母親にとっても自分の子育てを客観的に振り返ることで子どもへの愛情を再確認し、双方の自己肯定感を高めることにつながっています。

2) 課題

生活実態調査結果をみると、家庭の経済的状況により子どもの経験や生活習慣に差がみられ、保護者の健康状態にも少なからず影響を与えていることがうかがえます。

また、家庭環境に関わらず子どもが様々な体験・経験をすることができ、現在及び将来に夢や希望をもって成長できる環境づくりをさらに進めていくことが求められます。

また、中高生へのニーズ調査において、将来、「結婚して子どもがいる」生活を想定した学生が4割弱という結果であった。結婚・出産は個人の選択を尊重することが前提だが、結婚・出産を消極的にとらえる世代・社会にならないような取組が求められます。

基本目標3 親と子が共に学び育つ

1) これまでの取組

「長岡市版ネウボウ」を展開し、妊娠・出産期や子育て期の母親を包括的に支援するため、切れ目のない相談体制の充実を図っています。また、不安や課題等を抱える母子等を早期に把握し、継続した支援を行うことができる体制の強化に努めています。

子育ての駅などを「地域子育て支援センター」と位置づけ、子育てに関するさまざまな悩みや不安等について気軽に相談できる体制及び支援の充実を図るとともに、子育て中の親同士や中・高校生などとの多様な交流の場を創出し、子育て当事者の孤立化を防ぎ、地域で支え合う環境づくりを促進しています。

子育て当事者の育児力・教育力の向上を図るため、パパママサークル事業者、幼児・就学時家庭教育講座などの機会を通じて、こどもの成長や子育てに関する正しい知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等をするための支援を行うとともに、家

族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発しています。

2) 課題

生活実態調査結果では、子育てに関する悩みとして、「子どもに対して大声で叱ったり、思わず手を挙げてしまうことがある」の割合が 23.0%から 15.1%に 7.9%減少しましたが、「しつけや教育に自信が持てない」の割合は 26.0%から 24.0%と 2%減に留まっており、子育てに関する知識や技術、支援に対する不安を抱えていることがわかります。様々な機会を通じて子育てに関する技術等の普及・習得支援を図るとともに、多様な関わりや支え合いの中で親子がともに成長していくための支援を引き続き進めていく必要があります。

基本目標 4 地域の子育ての輪がつながる

1) これまでの取組

こどもたちが地域の中で健やかに成長し、子育て当事者を地域全体で支えていくことができるよう、地域における専門的人材との連携及び活動支援を行っています。

子育ての駅に子育てコンシェルジュを配置するなど、相談への対応、子育てに関する情報を効果的に発信するとともに、アウトリーチ等により支援につながりにくいこども・世帯の把握に努め、必要な支援につないでいます。また、各課が連携し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の構築を進めており、令和7（2025）年度から、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」として開設する予定です。

さらに、交通安全・防犯施設等の整備や交通安全・防犯意識の高揚、自ら安全を守るための対策の促進を図りつつ、地域全体でこどもたちを見守るための活動に取り組んでいます。

2) 課題

ニーズ調査結果より、新型コロナウイルス感染症対策として実施した学校の一斉休校、母子保健や地域子育て支援事業等の閉鎖がもたらした影響により、家族内で困りごとを解決しようとする傾向があることがうかがえます。社会全体で人とつながることに制限がかけられていことで、これまで長岡市が取り組んできた他者とのつながりのなかでこどもを育てる基盤づくりが弱くなっています。社会福祉法に基づく重層的支援体制の整備の視点も含めて、改めて、地域でこどもを育てる基盤づくりが求められます。

基本目標5 子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

1) これまでの取組

妊娠・子育て中の従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者及び従業員に対し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりを促進しています。

子育てと仕事の両立を実現するため、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービス、こどもが放課後に安全・安心に過ごせるよう放課後の預かりサービスの充実に取り組んでいます。

2) 課題

本市では、フルタイムで働く母親が増え、子育て・家事に積極的に参加する父親も増えていきます。また、父親の育児休業の取得率は、3.4%から15.0%に向上していますが、母親の取得率に比べると低い状況です。

ニーズ調査結果より、ライフ（生活、人生、生命）のなかにワーク（仕事）を位置づけるという考え方を選択する傾向が見られます。ライフにおけるワークのバランスに対する考え方は、父親と母親でも異なるなど、個人間や世帯間でも多様です。この多様化への対応が、多くの場合、世帯に委ねられ、特に母親が就労の調整をすることで成立しています。父親に加えて、事業者や社会全体で分担することで、子育て当事者の「ライフ・ワーク・バランス」の実現することが求められます。

また、保護者が安心して就労できる環境整備として、各種保育サービスの量だけでなく、質の向上も図るとともに、地域ごとの保育ニーズに対応していく必要があります。

7. こども大綱に示された視点に対する今後の方向性

子育ての環境や支援に対する満足度（「とても満足」「まあまあ満足」の合計）は、ニーズ調査で65.1%、生活実態調査で57.5%となっており、第2期あいプランでの取組によって、本市の子育て環境には一定の評価が得られていることがうかがえます。

一方、第2期あいプランの計画期間における社会環境の変化や各種調査結果を踏まえると、以下の現状が浮かび上がります。ここでは、現状を整理するとともに、それに対する方向性をまとめます。

（1）ライフステージを通じた視点

1) 切れ目のない支援

- こどもが権利の主体であることを周知し、その多様な人格・個性を尊重、権利を保障し、こどもの最善の利益を図ることが求められます。
- 子育てに対する不安感、負担感を軽減できるように、こどもの成長過程や状況に応じた支援が求められます。また、引き続き、支援は入園・入学（卒園・卒業）、年齢などの成長過程で途切れることがないようにしていくことが必要です。

2) 困難を有するこども・若者への支援

- こどもや若者が虐待、いじめ、経済的搾取、犯罪・暴力などから守られ、困難な状況に陥った場合でも、差別や孤立、貧困に陥ることなく、安心して暮らすことができるように、支援を行うことが求められます。
- こどもの人口は減少していますが、療育手帳所持者数は増加傾向です。障害の種類にかかわらず、健やかに育つように、それぞれの特性や発達に応じて、保育・教育を受けられる環境を整え、切れ目のない一貫した支援を提供することが求められています。

3) 居場所

- 若者の意識調査結果では「自分らしくいられる居場所」について「自分の部屋」「自宅」「趣味の活動をする場所」などがあげられています。一方で「特にない」と回答した若者もいます。
- すべてのこども・若者がそれぞれのニーズや特性にあわせて、身近な地域において、成長過程に応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境づくりや居場所に関する情報提供が必要です。

(2) ライフステージ別の視点

1) こどもの誕生前から幼児期まで

- 婚姻件数、出生数は減少が続いています。結婚や出産を希望する若者が、その希望を叶えられる環境づくりが求められます。
- 乳幼児期は、将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う最重要な時期であり、一人ひとりの育ちに応じて、その時期にふさわしい育ちの保障をしていくことが求められます。

2) 学童期・思春期

- こどもの発達段階に応じた学びが積み重なり、自分の良さや可能性に気づき、自己肯定感を高めながら、内在する力を育てていくことが求められます。
- 中高生調査を前回調査と比べると、自分の将来イメージについて「結婚して子どもがいる」割合が低下し、「結婚しているが子どもはいない」が上昇しています。将来「子どもがいる」生活をイメージしていない（できない、したくない）ことがうかがえます。

3) 青年期

- 若者が経済的な不安なく、自らの可能性を広げ生きていけるように、就学・就労支援等を行い、夢や希望の実現と社会的な自立を推進していくことが必要です。
- 若者の意識調査結果から、ひきこもり、無就業が続いているなど生きづらさを抱える若者がいることがうかがえます。自らの意思で社会に踏み出せるように、当事者だけでなくその家族も含めて、関係機関・団体が重層的に支援できる体制の構築が求められます。

(3) 子育て当事者の視点

- 前回調査時と比べると、就学前児童、小学生の母親のフルタイム就労者が増加していることや、育児休業を取得した割合が増加していることから、本市の子育てと仕事の調和がとれた生活ができる環境は、改善されつつあります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により希薄している地域とのつながりの再構築を図り、過度に負担を抱え込まないようにすることで、子育て当事者も子どもも幸せな状態で過ごせる環境づくりが求められます。

Ⅲ 計画の考え方

1. 基本理念と基本的視点

第1期あいプランにおいて、「子ども・子育て支援法」及び国が示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の理念や子どもの権利条約の意義を踏まえ、基本理念を「育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」としました。本計画においても、この基本理念を踏襲します。

また、基本理念に基づき、下記の5つの視点に配慮して、施策を展開します。

【基本理念】

育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡

【計画に取り組む際の基本的な視点】

視点1 すべてのこども・若者が健やかに育つ

こども自身が、「こどもが権利の主体」であることを認識するとともに、当市で生まれ、育っていくことが喜びになるように、親・家族・社会・自治体などが、こどもたち一人ひとりに権利があることを理解し、その権利を守るために、それぞれの役割を果たせていけるような取組を進めます。

さらに、生まれ育った環境等によって左右されることなく、すべてのこども・若者の幸せや健やかな成長を促すとともに、必要な人に必要な支援が届くような取組を進めます。

視点2 これから親になる世代を育てる

多様な価値観を尊重しながら、やがて親の世代になり自立して生きていくために、自己肯定感を高めることにより、コミュニケーション能力や「人として生きるための力」を育むとともに、子育てに対する不安感を軽減する取組を進めます。

視点3 親と子が共に学び育つ

妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援を通して、子育てや子どもの成長に楽しさや喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような取組を進めます。

視点4 地域の輪がつながる

子育て・若者支援に携わる人材を育成するとともに、子育て・若者支援のネットワークづくりを進め、企業や地域社会全体で子育て世帯等を支援する体制づくりを進めます。

視点5 結婚・子育てと仕事の調和がとれた生活ができる

結婚・妊娠・出産しても女性が希望する働き方を続けることができる就労環境を整備するとともに、男性を含めた働き方の見直しを進め、男女がともに働き、ともに子育てできるような取組を進めます。

また、仕事への価値観の変化により、仕事中心の生活ではなく、ライフ（生活・人生）の中にワークを位置づけるという考え方を選択する若者が増えている状況を踏まえ、若者が働きやすい就労環境となるような取組を進めます。

2. 施策体系

下表に本計画の施策体系および施策と基本的な視点の対応を示します。

図表 47 施策体系および基本的な視点の対応

施策体系	基本的な視点との対応				
	視点1	視点2	視点3	視点4	視点5
<p>【基本理念】 育つよろこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡</p>	健全な子育てのついでに育つ子ども・若者が	育てるから親になる世代を	親と子が共に学び育つ	地域の輪がつながる	結婚・子育てと仕事の生活ができる
I. ライフステージを通じた施策					
施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	○				
施策1-2 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり	○				
施策1-3 子どもや若者の切れ目のない保健・医療の提供			○		
施策1-4 こどもの貧困対策	○				
施策1-5 障害児支援・医療的ケア児等への支援	○		○		
施策1-6 児童虐待防止対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	○				
施策1-7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	○			○	
II. ライフステージ別の施策①（誕生前～幼児期）					
施策2-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	○		○	○	○
施策2-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と学びの充実	○		○	○	
III. ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）					
施策3-1 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	○				
施策3-2 居場所づくり	○			○	○
施策3-3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実			○		
施策3-4 成年年齢を迎える前に必要な知識に関する情報提供や教育	○	○			○
施策3-5 いじめ防止	○		○		
施策3-6 不登校の子どもへの支援	○				
施策3-7 校則の見直し	○				
施策3-8 体罰や不適切な指導の防止	○				
施策3-9 高校中退の予防、高校中退後の支援	○				
IV. ライフステージ別の施策③（青年期）					
施策4-1 高等教育の修学支援、高等教育の充実	○				
施策4-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組					○
施策4-3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援		○			○
施策4-4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	○	○			○
V. 子育て当事者への支援施策					
施策5-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	○				
施策5-2 地域子育て支援、家庭教育支援	○		○	○	○
施策5-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大					○
施策5-4 ひとり親家庭への支援	○		○		

3. 計画の推進

(1) 当事者への意見聴取と意見の尊重

こどもの権利条約では、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮することを基本的な考え方の1つに掲げています。

こども基本法においても、こどもの意見表明機会の確保とその意見の尊重は基本理念としており、市町村は、こどもに関する施策を策定する際のみならず、実施・評価する際にも、こども・若者や子育て当事者等の声を聴き、反映させることが義務付けられています。

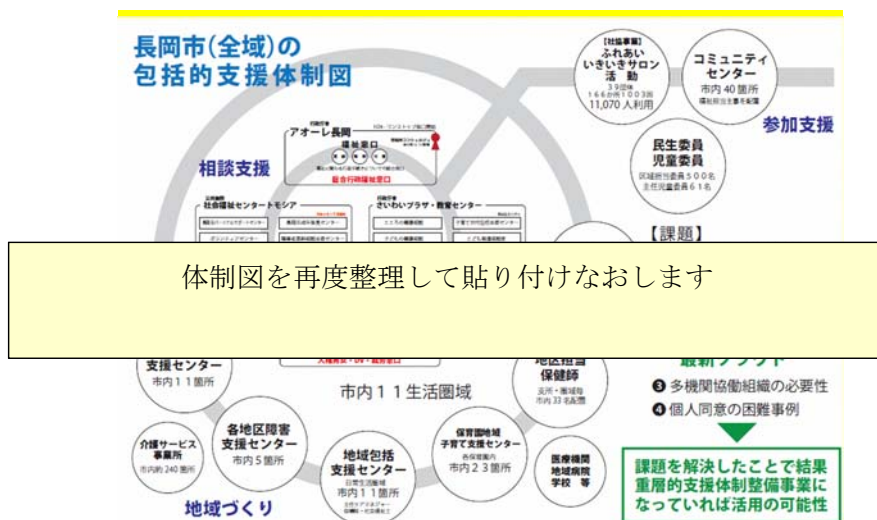
本計画の推進においても、この考え方にに基づき、当事者への意見聴取とその意見の尊重に取り組みます。

(2) 推進体制

1) 多様な主体の連携・協力による地域ぐるみでの取組の推進

すべてのこどもが健やかに成長し、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が子どもと向き合うことができ、喜びを感じながら子育てができるようにするためには、多様な主体がそれぞれの役割を担いつつ、地域社会全体が一体となって子ども・子育て支援を進めていくことが必要です。

本計画の基本理念及び推進すべき施策を地域社会で共有しながら、子ども・子育て支援にかかわる様々な団体・人材の参画の裾野を広げ、主体的な活動を促進するとともに、連携・協力による取組を推進します。



2) 庁内関係分野の連携による総合的な取組の推進

本計画は、・保育・教育・福祉・保健・人権・男女共同など様々な分野が実施する事業が関連していることから、推進にあたっては、庁内の関係各課間での連携・調整を行いながら、総合的で効果的な施策展開を図ることとします。

3) 県・関係機関との連携

こども、若者や子育て当事者支援を総合的に推進していくためには、県や関係機関との連携・協力が必要です。各関係機関との連携を密にし、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。

(1) 計画の成果指標

基本理念の達成度を評価するため、成果指標を下記のとおり定めます。

図表 48 本計画の成果指標

	指標名	基準値	目標値	出典	こども大綱 数値指標
こども	「今の自分が幸せだ」と思うこどもの割合	92.8% (令和5年度)	(令	ニーズ調査 (中学生)	
	「孤独である」と感じるこどもの割合	63.8% (令和5年度)	(令	ニーズ調査 (中学生)	
若者	「自分のことが好きだ」と思う若者の割合	61.3% (令和5年度)	(令	若者の意識調査	○
	「自分らしさがある」と思う若者の割合	80.0% (令和5年度)	(令	若者の意識調査	○
	「将来に希望を感じている」若者の割合	50.0% (令和5年度)	(令	若者の意識調査	○
	「孤独である」と感じる若者の割合	44.3% (令和5年度)	(令	若者の意識調査	
子育て当事者	長岡市の子育て環境や支援に対するに対する満足度	65.1% (令和5年度)	(令	ニーズ調査 (保護者)	
	生活困難度(貧困層の割合)	10.5% (令和5年度)	(令	生活実態調査	○
	「自分には良いところがある」と思う子育て当事者の割合	79.7% (令和5年度)	(令	生活実態調査	
	「自分は社会や人の役に立っている」と思う子育て当事者の割合	73.8% (令和5年度)	(令	生活実態調査	

目標値は検討中です

(2) 進捗管理

計画を着実に推進し、かつ実効性の高い取組を推進するため、毎年度、事業の進捗状況を長岡市子ども・子育て会議に報告するとともに、委員による計画の点検・評価を実施し、取組の改善・見直しを行います。

その中で、計画時に算出した各事業の需要量（量の見込み）と実際の状況に乖離がみられた場合、中間年度を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画を推進します。

第2部 施策の展開

I ライフステージを通じた施策

施策 1-1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

<施策の方向性>

子どもの権利条約や子ども基本法が示しているように、すべての子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、多様な人格・個性を持った個人として、意見表明や参画、自分に関することを選択し、決定する権利を持っています。

子ども・若者が希望を持ち、健やかに育つことができるよう、子ども・若者自身やその周りのおとなに対する周知・啓発等を行います。

(1) 子ども基本法の周知、子どもの教育、養育の場における子どもの権利に関する理解促進等

<具体的な取組>

取組 1-1-1-1 子どもの権利に関する理解促進

子ども向けのわかりやすい資料の提供などを実施し、子どもの権利に関する理解促進を図ります。

〔子ども・子育て課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
子ども向けの資料の提供・周知	—	実施

取組 1-1-1-2 おとなに対する人権啓発活動の推進

人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資するため、講演会等を開催します。

〔人権・男女共同参画課〕

指標	実績見込み (令和6年度)	目標 (令和11年度)
講演会開催回数	年1回	年1回

本ページは、掲載イメージです。

施策 1-2 多様な学びや体験、活躍できる機会づくり

(1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

- 取組 1-2-1-1 図書館による保育園、幼稚園、小学校の読書推進事業
- 取組 1-2-1-2 ブックスタート事業
- 取組 1-2-1-3 赤ちゃん向け絵本セット「ベビーパック」の貸出
- 取組 1-2-1-4 こどもの読書週間関連行事等の実施
- 取組 1-2-1-5 図書館における読み聞かせ事業等
- 取組 1-2-1-6 まちなか絵本館の運営
- 取組 1-2-1-7 姉妹都市・友好都市との青少年の相互交流
- 取組 1-2-1-8 青少年の交流・体験活動の機会の提供
- 取組 1-2-1-9 食育の推進
- 取組 1-2-1-10 (追加) 乳幼児期の遊びと体験の推進
- 取組 1-2-1-11 (追加) 質の高い幼児教育・保育の推進
- 取組 1-2-1-12 (追加) 新しい米百俵！長岡市「熱中！感動！夢づくり教育」
- 取組 1-2-1-13 (追加) 文化芸術の振興

(2) こどもまんなかまちづくり

- 取組 1-2-2-1 青少年育成団体等への支援
- 取組 1-2-2-2 母子保健推進員の活動
- 取組 1-2-2-3 子育てに携わる人材の育成
- 取組 1-2-2-4 放課後子ども教室推進事業
- 取組 1-2-2-5 親子サークル活動への支援
- 取組 1-2-2-6 スポーツ・レクリエーション団体の育成
- 取組 1-2-2-7 子育ての駅サポーターの交流
- 取組 1-2-2-8 子ども会等のネットワークづくり
- 取組 1-2-2-9 (追加) 公園等の子育て施設の環境改善
- 取組 1-2-2-10 (追加) 通学路等の安全性の確保
- 取組 1-2-2-11 (追加) ノンステップバス等導入補助
- 取組 1-2-2-12 (追加) まちなか居住区域定住促進事業

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

- 取組 1-2-3-1 「世界が先生」－国際人育成事業
- 取組 1-2-3-2 外国にルーツを持つ児童生徒に対する支援
- 取組 1-2-3-3 外国人市民への子育て相談窓口
- 取組 1-2-3-4 (追加) 英語力向上推進事業
- 取組 1-2-3-5 (追加) 中学生海外体験フォートワース訪問事業
- 取組 1-2-3-6 (追加) 中学生海外体験ホノルル訪問事業
- 取組 1-2-3-7 (追加) ホノルルオンライン学習
- 取組 1-2-3-8 授業イノベーション推進
- 取組 1-2-3-9 (追加) ミライエクリエティブキッズ
- 取組 1-2-3-10 (追加) 多言語情報誌の発行
- 取組 1-2-3-11 (追加) 日本語講座等運営事業
- 取組 1-2-3-12 (追加) 外国人登録者データ集計表の作成
- 取組 1-2-3-13 (追加) 中高生向け人材育成事業
- 取組 1-2-3-14 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- 取組 1-2-3-15 性的指向・性自認への理解促進と支援
- 取組 1-2-3-16 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営
- 取組 1-2-3-17 (追加) ウィルながおか相談室の運営
- 取組 1-2-3-18 (追加) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集・情報発信

施策 1-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(1) プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等

- 取組 1-3-1-1 妊産婦医療費の助成
- 取組 1-3-1-2 子どもの医療費の助成
- 取組 1-3-1-3 未熟児養育医療の実施
- 取組 1-3-1-4 (追加) 青壮年期向け健康増進推進事業の実施
- 取組 1-3-1-5 (追加) こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進
- 取組 1-3-1-6 (追加) 子育てアプリの活用
- 取組 1-3-1-7 学校健康診断情報の電子化

(2) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

- 取組 1-3-2-1 (追加) 相談支援体制
- 取組 1-3-2-2 (追加) 障害福祉サービス
- 取組 1-3-2-3 市内企業への障害者雇用の働きかけ
- 取組 1-3-2-4 (追加) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

施策 1-4 こどもの貧困対策

(1) 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援

- 取組 1-4-1-1 子どもの医療費の助成【再掲】
- 取組 1-4-1-2 未熟児養育医療の実施【再掲】
- 取組 1-4-1-3 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給
- 取組 1-4-1-4 児童手当の支給
- 取組 1-4-1-5 就学援助制度の実施
- 取組 1-4-1-6 保育園等の保育料等の無償化及び軽減
- 取組 1-4-1-7 子どもの学習支援事業
- 取組 1-4-1-8 子どもナビゲーターの配置
- 取組 1-4-1-9 子ども食堂運営費補助金
- 取組 1-4-1-10 子どもの学力アップ応援事業補助金
- 取組 1-4-1-11 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居
- 取組 1-4-1-12 (追加) 進学・就職準備給付金の支給
- 取組 1-4-1-13 (追加) 大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置の実施
- 取組 1-4-1-14 (追加) フードバンク活動応援補助金
- 取組 1-4-1-15 (追加) 生活困窮者自立相談支援事業
- 取組 1-4-1-16 (追加) 生活保護受給者の就労支援・自立促進事業
- 取組 1-4-1-17 (追加) 正規雇用を希望する非正規雇用労働者の支援
- 取組 1-4-1-18 (追加) 養育費確保支援事業
- 取組 1-4-1-19 (追加) 相談支援体制の強化
- 取組 1-4-1-20 (追加) 虐待・貧困等により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援の充実
- 取組 1-4-1-21 (追加) 教育相談体制の充実

- 取組 1-4-1-22 (追加) 子どもの貧困対策連絡会議
- 取組 1-4-1-23 (追加) 高校生等遠距離通学費補助金

施策 1-5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

(1) 地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育

- 取組 1-5-1-1 こども発達相談室の運営
- 取組 1-5-1-2 こども発達相談室の運営 (こどもすこやか応援チーム)
- 取組 1-5-1-3 ながおか子どもの発達ガイドブックの作成
- 取組 1-5-1-4 特別支援学級等の教育環境の整備
- 取組 1-5-1-5 総合支援学校・高等総合支援学校放課後サポート事業
- 取組 1-5-1-6 放課後児童クラブの障害児受入体制の充実
- 取組 1-5-1-7 障害児通所支援事業
 - 【児童発達支援事業】
 - 【放課後等デイサービス事業】
 - 【保育所等訪問支援事業】
 - 【障害児相談支援事業】”
- 取組 1-5-1-8 障害児保育・教育事業
- 取組 1-5-1-9 保育園等における医療的ケア児の受け入れ
- 取組 1-5-1-10 特別児童扶養手当の支給
- 取組 1-5-1-11 障害児福祉手当の支給
- 取組 1-5-1-12 自立支援医療 (育成医療) の充実
- 取組 1-5-1-13 重度障害児の医療費助成
- 取組 1-5-1-14 精神疾患に関する医療費助成
- 取組 1-5-1-15 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- 取組 1-5-1-16 食物アレルギー対応の実施
- 取組 1-5-1-17 (追加) 児童発達支援センターの機能強化
- 取組 1-5-1-18 医療的ケア児支援のための関係機関との連携

施策 1-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(1) 児童虐待防止対策等の更なる強化

- 取組 1-6-1-1 児童虐待防止啓発事業
- 取組 1-6-1-2 児童虐待の早期発見・早期対応
- 取組 1-6-1-3 長岡市要保護児童対策地域協議会の運営
- 取組 1-6-1-4 子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】
- 取組 1-6-1-5 保育園・幼稚園・認定こども園等出前子育て講座
- 取組 1-6-1-6 主任児童委員の活動
- 取組 1-6-1-7 (追加) 子育て世帯訪問支援事業
- 取組 1-6-1-8 (追加) 親子関係形成支援事業
- 取組 1-6-1-9 (追加) 妊婦健診未受診の妊婦などへの支援
- 取組 1-6-1-10 (追加) 支援対象児童等見守り強化事業

(2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- 取組 1-6-2-1 児童養護施設(双葉寮)の運営
- 取組 1-6-2-2 双葉寮退所児童の自立支援

(3) ヤングケアラーへの支援

- 取組 1-6-3-1 ヤングケアラー支援事業

施策 1-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

- 取組 1-7-1-1 (追加) SOS の出し方・受け止め方に関する教育
- 取組 1-7-1-2 (追加) ゲートキーパー研修
- 取組 1-7-1-3 (追加) いのちを守る教育の充実

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

取組 1-7-2-1 (追加) 情報教育の推進

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

取組 1-7-3-1 主任児童委員の活動

取組 1-7-3-2 (追加) ウィルながおか相談室の運営 (電話相談)

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

取組 1-7-4-1 飲酒・喫煙等防止教育の充実

取組 1-7-4-2 健康な体づくりのための食育の実践

取組 1-7-4-3 ヘルメット着用広報の徹底

取組 1-7-4-4 地域における防犯活動の支援

取組 1-7-4-5 チャイルドシートの正しい使用の徹底

取組 1-7-4-6 セーフティーパトロール事業

(5) 非行防止と自立支援

取組 1-7-5-1 長岡地区保護司会支援事業

Ⅱ ライフステージ別の施策①（誕生前～幼児期）

施策 2-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- 取組 2-1-1 妊産婦医療費の助成【再掲】
- 取組 2-1-2 子どもの医療費の助成【再掲】
- 取組 2-1-3 未熟児養育医療の実施【再掲】
- 取組 2-1-4 妊娠の届出・母子健康手帳の交付
- 取組 2-1-5 妊婦への分煙・禁煙の啓発
- 取組 2-1-6 マタニティマークの啓発事業
- 取組 2-1-7 妊婦健康診査事業
- 取組 2-1-8 妊婦歯科健診事業
- 取組 2-1-9 妊産婦・新生児訪問指導事業
- 取組 2-1-10 未熟児訪問指導事業
- 取組 2-1-11 未熟児養育医療の実施【再掲】
- 取組 2-1-12 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
- 取組 2-1-13 養育支援訪問事業
 - 【育児支援事業】
 - 【産前産後家庭生活応援事業】
 - 【産後ケア訪問】
 - 【産前産後よりそい訪問】
- 取組 2-1-14 利用者支援事業（産後デイケアルーム ままりら、ままナビ）
- 取組 2-1-15 産前産後サポート事業（ままのまカフェ）
- 取組 2-1-16 産後ケア事業（宿泊型）
- 取組 2-1-17 多胎妊産婦への支援
- 取組 2-1-18 乳幼児健康診査事業
- 取組 2-1-19 予防接種事業
- 取組 2-1-20 乳児健康相談事業（5～7 か月児）
- 取組 2-1-21 乳幼児歯科保健事業
- 取組 2-1-22 子ども・子育て健康相談の実施
- 取組 2-1-23 家庭児童相談室の運営
- 取組 2-1-24 出産医療機関との連携
- 取組 2-1-25 子どもサポートコール
- 取組 2-1-26 夜間・休日の小児救急医療体制整備

取組 2-1-27 (追加) 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

取組 2-1-28 (追加) 出産・子育て応援事業

施策 2-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

取組 2-2-1 保育園・認定こども園等の整備

取組 2-2-2 教育・保育施設的环境改善

取組 2-2-3 保育園の民営化

取組 2-2-4 地域型保育事業

取組 2-2-5 保育士等確保支援事業

取組 2-2-6 子育て支援員育成事業

取組 2-2-7 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）

取組 2-2-8 子育て世帯への情報提供

取組 2-2-9 子育ての駅の運営【再掲】

取組 2-2-10 (追加) 保育園・幼稚園施設環境改善事業

取組 2-2-11 (追加) 保育園併設地域子育て支援センター等の運営

取組 2-2-12 (追加) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【検討中】

取組 2-2-13 病児・病後児保育事業

取組 2-2-14 (追加) 保育園等における医療的ケア児の受け入れ【再掲】

取組 2-2-15 (追加) 質の高い幼児教育・保育の推進 ⇒検討中【再掲】

【公立私立保育園合同研修の実施】

【園内研修への支援】

取組 2-2-16 (追加) 保育現場の負担軽減

【ICT化の推進】

【保育体制強化事業費補助金】

【保育補助者雇上強化事業費補助金】

Ⅲ

ライフステージ別の施策②（学童期・思春期）

施策 3-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生

- 取組 3-1-1 保幼小中の連携の充実
- 取組 3-1-2 熱中！感動！夢づくり教育
- 取組 3-1-3 学校・子どもかがやき塾事業

施策 3-2 居場所づくり

- 取組 3-2-1 児童館の運営
- 取組 3-2-2 放課後児童クラブの実施
- 取組 3-2-3 民間児童クラブの運営費補助
- 取組 3-2-4 放課後子ども教室推進事業【再掲】
- 取組 3-2-5 やまっ子クラブ運営事業
- 取組 3-2-6 青少年施設の運営
- 取組 3-2-7 学校施設開放事業
- 取組 3-2-8 青少年の社会参加の促進
- 取組 3-2-9 子ども食堂運営費補助金【再掲】
- 取組 3-2-10 子ども食堂運営団体への支援
- 取組 3-2-11 （追加）ティーンズラボ（仮称）の運営

施策 3-3 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- 取組 3-3-1 性教育の充実及び性や性感染症予防に関する正しい知識の普及
- 取組 3-3-2 飲酒・喫煙等防止教育の充実
- 取組 3-3-3 夜間・休日の小児救急医療体制整備【再掲】
- 取組 3-3-4 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援

施策 3-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- 取組 3-4-1 デート DV 出前講座の実施
- 取組 3-4-2 子育ての駅における小・中・高校生等と親子の交流事業
- 取組 3-4-3 次代の親育成事業の実施
- 取組 3-4-4 ライフデザインに関する情報提供
- 取組 3-4-5 (追加) 明るい選挙出前講座
- 取組 3-4-6 (追加) 消費者教育
- 取組 3-4-7 (追加) 長岡教育情報プラットフォーム「こめぷら」
- 取組 3-4-8 (追加) 市内企業のインターンシップ促進

施策 3-5 いじめ防止

- 取組 3-5-1 子どもふれあいサポート事業

施策 3-6 不登校の子どもへの支援

- 取組 3-6-1 子どもふれあいサポート事業
- 取組 3-6-2 (新規) 新しい米百俵!長岡市「熱中!感動!夢づくり教育」

施策 3-7 校則の見直し

- 取組 3-7-1 校則の公表
- 取組 3-7-2 (新規) 校則の見直し

施策 3-8 体罰や不適切な指導の防止

- 取組 3-8-1 (新規) 体罰や不適切な指導の根絶に向けた周知・取組強化

施策 3-9 高校中退の予防、高校中退後の支援

- 取組 3-9-1 子ども・青少年相談センターの開設・運営
- 取組 3-9-2 (新規) 若者サポートステーションにおける支援

Ⅳ ライフステージ別の施策③（青年期）

施策 4-1 高等教育の修学支援、高等教育の充実

取組 4-1-1 （追加）市内企業のインターンシップ促進【再掲】

施策 4-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

取組 4-2-1 （追加）若者サポートステーションにおける支援【再掲】

取組 4-2-2 （追加）子育て世帯への移住定住支援

取組 4-2-3 （追加）起業・創業支援事業

施策 4-3 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

取組 4-3-1 （追加）多彩な出会いの推進事業

取組 4-3-2 （追加）新たな出会い創出支援事業

施策 4-4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

取組 4-4-1 子ども・青少年相談センターの開設・運営【再掲】

取組 4-4-2 （追加）相談窓口案内リーフレットの作成・配布

取組 4-4-3 （追加）ひきこもり相談支援室の開設・運営

V 子育て当事者への支援施策

施策 5-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- 取組 5-1-1 妊産婦医療費の助成【再掲】
- 取組 5-1-2 子どもの医療費の助成【再掲】
- 取組 5-1-3 未熟児養育医療の実施【再掲】
- 取組 5-1-4 国民健康保険加入者の出産育児一時金の支給【再掲】
- 取組 5-1-5 児童手当の支給【再掲】
- 取組 5-1-6 就学援助制度の実施【再掲】
- 取組 5-1-7 保育園等の保育料等の無償化及び軽減【再掲】
- 取組 5-1-8 子どもの学習支援事業【再掲】
- 取組 5-1-9 子どもナビゲーターの配置【再掲】
- 取組 5-1-10 子ども食堂運営費補助金【再掲】
- 取組 5-1-11 子どもの学力アップ応援事業補助金【再掲】
- 取組 5-1-12 (追加) 高校生等遠距離通学費補助金【再掲】

施策 5-2 地域子育て支援、家庭教育支援

- 取組 5-2-1 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 取組 5-2-2 一時保育事業
- 取組 5-2-3 延長保育事業
- 取組 5-2-4 幼稚園・認定こども園預かり保育
- 取組 5-2-5 未満児保育事業
- 取組 5-2-6 病児・病後児保育事業【再掲】
- 取組 5-2-7 休日保育事業
- 取組 5-2-8 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・就学前児童対象）【再掲】
- 取組 5-2-9 就学時家庭教育講座
- 取組 5-2-10 小中学校 PTA 連合会への支援

施策 5-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- 取組 5-3-1 地域子育て支援拠点事業
【子育ての駅の運営】
【保育園併設地域子育て支援センター等の運営】
- 取組 5-3-2 保育園併設地域子育て支援センター等の運営【再掲】
- 取組 5-3-3 パパママサークル事業
- 取組 5-3-4 父親・祖父母向けリーフレットの作成・配布
- 取組 5-3-5 ブックスタート事業【再掲】
- 取組 5-3-6 家庭教育支援推進事業
- 取組 5-3-7 幼児家庭教育講座
- 取組 5-3-8 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発
- 取組 5-3-9 ハッピー・パートナー企業への応援
- 取組 5-3-10 女性が活躍する社会の推進
- 取組 5-3-11 男女平等推進センター「ウィルながおか」の運営【再掲】

施策 5-4 ひとり親家庭への支援

- 取組 5-4-1 児童扶養手当の支給
- 取組 5-4-2 自立支援教育訓練費給付制度
- 取組 5-4-3 高等職業訓練促進給付金等支給制度
- 取組 5-4-4 母子・父子自立支援プログラム策定
- 取組 5-4-5 ひとり親家庭等医療費助成
- 取組 5-4-6 公営住宅におけるひとり親世帯・多子世帯の優先入居【再掲】
- 取組 5-4-7 (追加) 養育費確保支援事業

第3部

子ども子育て支援事業計画

I 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

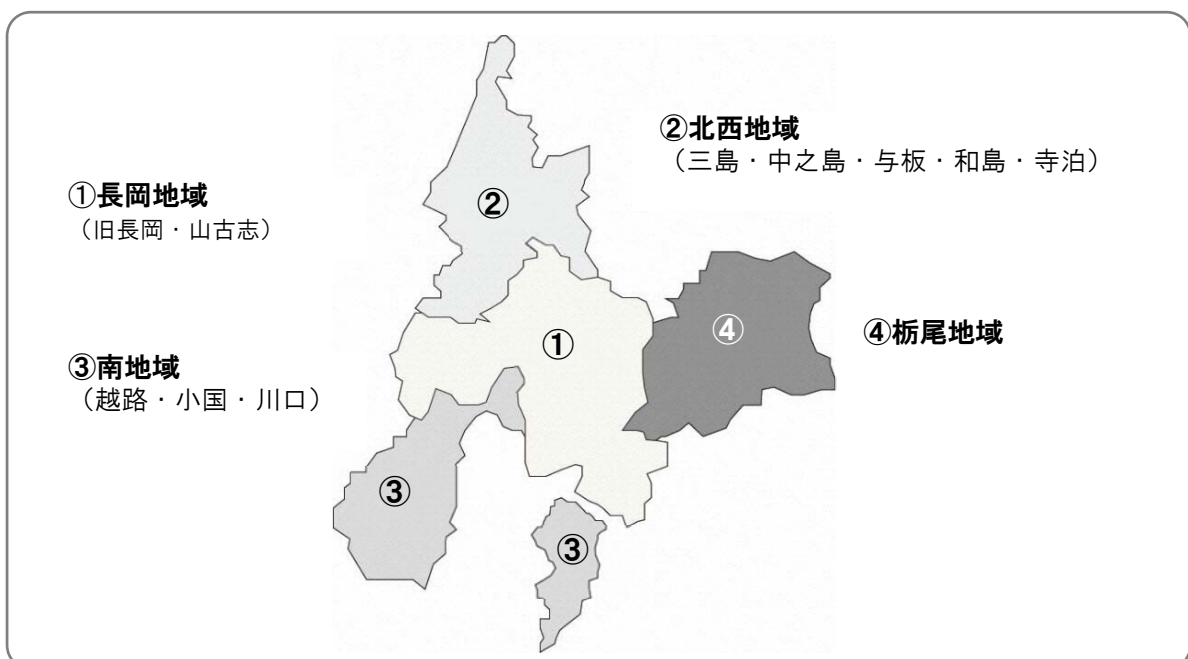
区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

1. 長岡市の教育・保育提供区域

第2期あいプランと同様に、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を下記のように設定します。

(1) 教育・保育に関する区域

事業名	区域	理由
教育・保育	4区域	本市は市域が広く、子育てに係る課題は地域によって異なります。誰もが安心して子育てができるまちづくりを進めるため、提供区域を下図の4区域にわけ、生活圏域の区域ごとの実情に合わせた課題解決に取り組んでいきます。



(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する区域

事業名	区域	理由
利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ事業、ままナビ、ままりら)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
延長保育事業 (時間外保育事業)	4 区域	教育・保育施設の園児が対象であり、教育・保育の提供と併せて検討する必要があることから、教育・保育提供区域と合わせて設定します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	45 区域	小学校ごとに放課後児童健全育成事業を実施しているため、小学校単位で区域を設定します。 ※放課後児童健全育成事業未実施の 10 小学校については、9 小学校を児童館事業にて、山古志小学校をやまっ子クラブ運営事業にて対応します。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	1 区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
養育支援訪問事業 (育児支援事業、産前産後サポート事業)	1 区域	事業の性質上、区域分けになじまないことから市全域を1つの区域として設定します。
地域子育て支援拠点事業 (子育ての駅、子育て支援センター)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
一時預かり事業 (幼稚園型、幼稚園型以外)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
病児保育事業	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域	現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を1つの区域として設定します。
妊婦健康診査	1 区域	妊婦健康診査の受診にかかる助成は、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を1つの区域として設定します。

2. 児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の各年度4月1日の実績値を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計しています。

計画期間における推計結果は、以下のとおりです。

（1）市全体

（2）提供区域別

【長岡地域】

【北西地域】

【南地域】

【栃尾地域】

Ⅱ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1. 保育（認定こども園・保育所）〔3号認定、2号認定〕

（1）施設の現状

(2) 3号認定(0歳)

1) 量の見込みの考え方

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みにより、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

2) 確保方策

検討中

【市全体】

【長岡地域】

【北西地域】

【南地域】

【栃尾地域】

(3) 3号認定(1歳)

1) 量の見込みの考え方

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込み、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

2) 確保方策

検討中

【市全体】

【長岡地域】

【北西地域】

【南地域】

【栃尾地域】

(4) 3号認定(2歳)

1) 量の見込みの考え方

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みに、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

2) 確保方策

検討中

【市全体】

【長岡地域】

【北西地域】

【南地域】

【栃尾地域】

(5) 2号認定(3～5歳)

1) 量の見込みの考え方

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込みにより、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

2) 確保方策

検討中

【市全体】

【長岡地域】

【北西地域】

【南地域】

【栃尾地域】

2. 教育（幼稚園・認定こども園）【1号認定】

（1）施設の現状

	市全体	長岡地域	北西地域	南地域	栃尾地域
施設数					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					
定員数					
特定教育・保育施設					
確認を受けない幼稚園					

（2）量の見込みの考え方

これまでの申込数の推移から推定した地区ごとの申込率の見込み、児童数の推計を乗じて、必要利用定員数を算定しました。

（3）確保方策

検討中

【市全体】

【長岡地域】

【北西地域】

【南地域】

【栃尾地域】

Ⅲ

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 利用者支援事業

(1) 基本型（子育てコンシェルジュ事業・ママナビ）

1) 子育てコンシェルジュ事業

平成27年度から各子育ての駅に子育てコンシェルジュを1名ずつ配置しています。子育てに関する相談・助言を行い、必要に応じて関係機関に同行するなど連絡調整を行います。今後も利用者一人ひとりに寄り添った支援をしていきます。

2) ママナビ

子育てに関する悩みや不安を抱える妊産婦が、保育士から具体的な子育ての技術・知識を少人数のグループで学び、子どもの愛着形成や親としての自覚・自信も持ち、安心して育児に向き合うことができるようサポートします。

(2) 母子保健型（ままりら）

妊婦、概ね産後 1 年までの産婦を対象に、家庭的な雰囲気の中で、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談、お母さんの体と心のケア、赤ちゃんの身体測定などを実施します。

ままりらは、利用者数が年々増えていますが、市内 2 か所で需要を満たしていることから、現状維持とします。また、遅い時間までの支援に対応するため、利用希望に応じて令和 2 年度より開設時間を延長しています。

2. 延長保育事業（時間外保育事業）

すべての認可保育所及び認定こども園等で延長保育を実施しています。公立認可保育園では7時15分から19時まで開所しています。

推計では利用希望は年々微増していますが、受け入れ体制を検討し、ニーズに対応していきます。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

市内 54 小学校のうち、45 か所で放課後児童健全育成事業を実施しています。

放課後児童健全育成事業未実施の 10 小学校については、9 小学校を児童館事業にて、山古志小学校をやまっ子クラブ運営事業にて対応しています。

利用者の増加に伴う施設の分割や増設等の対応については、児童数の推移や保護者のニーズなど地域の実情に応じて見直しを行っていきます。

4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児のいる家庭を助産師、保健師・看護師などが訪問し、育児不安などの相談に応じ孤立化を防ぐことで乳児の健全な育成環境の確保を図ります。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

推計児童数（0 歳）に対し、訪問率 100%を目指して実施します。

5. 養育支援訪問事業（育児支援事業）

（1） 育児支援事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児能力を向上させるための支援（相談支援、育児等）を行います。

6. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・子育ての駅）

令和6年度時点で、子育て支援センターは27か所設置、子育ての駅は13か所設置しています。

現状では、需要を満たしていると考えられ、提供量には不足が生じない見込みなので、今後も事業の質の向上を図っていきます。

7. 一時預かり事業

（1） 預かり保育・一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園及び認定こども園全27か所で預かり保育を実施しています。また、平成30年度に3園、令和元年度に9園が保育園から認定こども園に移行し、定期的な一時預かり（幼稚園型）を実施しています。

令和2年度の認定こども園への移行により、需要が満たされると考えられます。

（2） 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育園33か所、子育ての駅2か所で実施しています。

現状では、需要を満たしていると考えられ、提供量には不足が生じない見込みなので、今後も事業の提供内容の充実を図っていきます。

育児の心理的負担の解消や多様化する保護者の就労形態などに伴う保育ニーズに対応するため、受け皿の確保に向けた検討を図っていきます。

8. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

令和6年10月現在、ファミリー・サポート・センターに登録している提供会員は約●●人となっています。

提供量には不足が生じない見込みなので、ファミリー・サポート・センター事業の質の向上を図っていきます。

9. 妊婦健康診査

妊娠届時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦の経済的負担を軽減し、安心安全な出産ができるように医療機関での妊婦健康診査を公費負担し、今後も推奨していきます。

10. 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に併せ、新制度の給付を受けない幼稚園について、在籍する低所得者世帯及び第3子以降の子どもに係る給食費のうち、副食材料費の一部を補助します。

11～13は児童福祉法の改正（令和4年）を受けて追加する事業です。
計画に掲載するも含め、検討中です。

1 1. 子育て世帯訪問支援事業

1 2. 児童育成支援拠点事業

1 3. 親子関係形成支援事業

14～16 は子ども・子育て支援法の改正（令和6年）を受けて追加する事業です。計画に掲載するかも含め、検討中です。

14. 妊産婦包括相談支援事業

15. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

16. 産後ケア事業

（1）産前産後家庭生活応援事業

産前産後の時期の家事または乳児の育児支援をすることで、母親の心身の健康を維持するとともに、子どもに健全な育成を図ります。沐浴補助や家事支援等の家事・育児援助サービスの利用料の一部を助成します。

今後はサービスの利用を在宅に限らず、利用可能場所を拡充し、事業の充実を図ります。

（2）産後ケア訪問

養育困難家庭に対して出産直後から助産師が訪問し、育児相談や母体の健康管理、沐浴、乳房マッサージ等のケアを実施しながら、育児知識を身につけてもらえるよう支援します。今後も利用者のニーズに対応し、事業の充実を図ります。

（3）産前産後よりそい事業

身近に支援者がいない、不安が強い等、家庭や地域での孤立感のある養育者に対して、子育て経験者等が「話しやすい相談相手」として一緒に育児を手伝いながら寄り添う支援を行います。今後も利用者のニーズに対応し、事業の充実を図ります。

（1）～（3）は、「11 子育て世帯訪問支援事業」とも関連するため、どのように掲載するかは今後検討。

Ⅳ 放課後児童対策パッケージ

放課後健全育成事業と絡めた書き方に変更を検討中です